



発行 新潟県

号外 2
令和7年3月28日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 19 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)
- 20 地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)
- 21 新潟県県税規則の一部を改正する規則 (税務課)
- 22 新潟県特定都市河川浸水被害対策法施行細則 (河川管理課)

企業局管理規程

- 2 新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を改正する規程 (企業局総務課)
- 3 新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程 (企業局総務課)

人事委員会規則

- 6-1928 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)
- 6-1929 扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)
- 6-1930 住居手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)
- 6-1931 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)
- 6-1932 管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)
- 6-1933 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)
- 6-1934 寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)
- 17-5 一般職の任期付職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)

教育委員会規則

- 2 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課)

規 則

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第19号

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 技能労務職員の給与等に関する規則（昭和34年新潟県規則第61号）の一部を次の表のように改正する。  
 （下線及び太枠部分は改正部分）

改正後				改正前				
<b>別表第3（第5条関係）</b> 初任給基準表				<b>別表第3（第5条関係）</b> 初任給基準表				
職種	学歴免許	初任給		職種	学歴免許	初任給		
技能労務職員	高校卒	1級5号給		技能労務職員	高校卒	1級21号給		
					中学卒	1級9号給		
備考 1～4（略）				備考 1～4（略）				
5 次に掲げる者のこの表の適用については、当分の間、次の各号に定めるところによるものとする。 (1) 汽缶員のこの表の適用については、同表中「 <u>1級5号給</u> 」とあるのは、「 <u>1級13号給</u> 」とする。 (2) 船舶員のこの表の適用については、同表中「 <u>1級5号給</u> 」とあるのは、「 <u>1級9号給</u> 」とする。 (3)（略）				5 次に掲げる者のこの表の適用については、当分の間、次の各号に定めるところによるものとする。 (1) 汽缶員のこの表の適用については、同表中「 <u>1級21号給</u> 」とあるのは、「 <u>1級29号給</u> 」とする。 (2) 船舶員のこの表の適用については、同表中「 <u>1級21号給</u> 」とあるのは、「 <u>1級25号給</u> 」と、「 <u>1級9号給</u> 」とあるのは「 <u>1級13号給</u> 」とする。 (3)（略）				
<b>別表第4（第6条関係）</b> 昇格時号給対応表				<b>別表第4（第6条関係）</b> 昇格時号給対応表				
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級	2級	3級	4級	5級
(略)								
10	(略)	1	(略)		10	(略)	2	(略)
11		1			11		3	
12		1			12		4	
13		1			13		5	
14		2			14		6	
15		3			15		7	
16		4			16		8	
17		5			17		9	
18		6		1	18		10	2
19		7		1	19		11	3
20		8		1	20		12	4
21		9		1	21		13	5
22	2	10		2	22	1	14	6
23	3	11		3	23	1	15	7
24	4	12		4	24	1	16	8
25	5	13		5	25	1	17	9
26	6	13		6	26	1	17	10

27	7	14		7	27	1	18		11
28	8	14		8	28	1	18		12
29	9	15		9	29	1	19		13
30	10	15		10	30	1	19		14
31	11	16		11	31	1	20		15
32	12	16		12	32	1	20		16
33	13	17		13	33	1	21		17
34	14	18		14	34	1	22		18
35	15	19		15	35	1	23		19
36	16	20		16	36	1	24		20
37	17	21		17	37	1	25		21
38	18	22	25	18	38	2	26	26	22
39	19	23	26	19	39	3	27	27	23
40	20	24	26	20	40	4	28	28	24
41	21	25	27	21	41	5	29	29	25
42	22	26	27	22	42	6	30	29	26
43	23	27	28	23	43	7	31	30	27
44	24	28	28	24	44	8	32	30	28
45	25	29	29	25	45	9	33	31	29
46	26	29	29	26	46	10	33	31	30
47	27	30	30	27	47	11	34	32	31
48	28	30	30	28	48	12	34	32	32
49	29	31	31	29	49	13	35	33	33
50	30	31	31	30	50	14	35	33	34
51	31	32	32	31	51	15	36	34	35
52	32	32	32	32	52	16	36	34	36
53	33	33	33	33	53	17	37	35	37
54	34	34	34	34	54	18	38	35	38
55	35	35	35	35	55	19	39	36	39
56	36	36	36	36	56	20	40	36	40
57	37	37	37	37	57	21	41	37	41
58	38	38	37	37	58	22	42	38	42
59	39	39	38	37	59	23	43	39	43
60	40	40	38	38	60	24	44	40	44
61	41	41	39	38	61	25	45	41	45
62	42	42	39	38	62	26	46	41	45
63	43	43	40	39	63	27	47	42	45
64	44	44	40	39	64	28	48	42	46
65	45	45	41	39	65	29	49	43	46
66	45	45	41	40	66	30	49	43	46
67	45	46	41	40	67	31	50	44	47
68	46	46	42	40	68	32	50	44	47
69	46	47	42	41	69	33	51	45	47
70	46	47	42	41	70	34	51	45	48
71	47	48	43	41	71	35	52	45	48
72	47	48	43	42	72	36	52	46	48
73	47	49	43	42	73	37	53	46	49
74	48	49	44	42	74	38	53	46	49
75	48	49	44	43	75	39	53	47	49

76	48	50	44	43
77	49	50	45	43
78	49	50	45	44
79	49	51	45	44
80	50	51	46	44
81	50	51	46	45
82	50	52	46	45
83	51	52	47	45
84	51	52	47	45
85	51	53	47	46
86	52	53	48	46
87	52	53	48	46
88	52	54	48	46
89	52	54	49	47
90	52	54	49	47
91	53	55	49	47
92	53	55	50	47
93	53	55	50	47
94	53	56	50	47
95	53	56	51	47
96	54	56	51	48
97	54	57	51	48
98	54	57	52	48
99	54	57	52	48
100	54	58	52	48
101	55	58	53	48
102	55	58	53	48
103	55	59	53	49
104	55	59	53	49
105	55	59	53	49
106		60	54	49
107		60	54	49
108		60	54	49
109		61	54	49
110		61	54	
111		61	55	
112		61	55	
113		62	55	
114		62	55	(略)
115		62	55	
116		62	55	
117		63	55	
118		63	55	
119		63	55	
120		63	55	
121		63	55	
122	(略)	63	55	
123		63	55	
124		63	56	

76	40	54	47	50
77	41	54	47	50
78	42	54	48	50
79	43	55	48	51
80	44	55	48	51
81	45	55	49	51
82	45	56	49	52
83	45	56	49	52
84	46	56	50	52
85	46	57	50	53
86	46	57	50	53
87	47	57	51	53
88	47	58	51	53
89	47	58	51	54
90	48	58	52	54
91	48	59	52	54
92	48	59	52	54
93	49	59	53	55
94	49	60	53	55
95	49	60	53	55
96	50	60	54	55
97	50	61	54	55
98	50	61	54	55
99	51	61	55	55
100	51	62	55	56
101	51	62	55	56
102	52	62	56	56
103	52	63	56	56
104	52	63	56	56
105	52	63	57	56
106	52	64	57	56
107	53	64	57	57
108	53	64	57	57
109	53	65	57	57
110	53	65	58	57
111	53	65	58	57
112	54	65	58	57
113	54	66	58	57
114	54	66	58	(略)
115	54	66	59	
116	54	66	59	
117	55	67	59	
118	55	67	59	
119	55	67	59	
120	55	67	59	
121	55	67	59	
122	(略)	67	59	
123		67	59	
124		67	59	

125	63	56	125	67	59
126	63	56	126	67	59
127	63	56	127	67	59
128	63	56	128	67	60
129	63	56	129	67	60
130	63		130	67	60
131	63		131	67	60
132	63		132	67	60
133	63		133	67	60
134	63		134	67	
135	63		135	67	
136	63		136	67	
137	63		137	67	

第2条 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

技能労務職給料表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	185,700	227,700	247,600	265,300	298,800
2	187,400	228,500	248,700	266,300	300,300
3	189,100	229,300	249,700	267,300	301,800
4	190,800	230,100	250,700	268,300	303,200
5	192,500	230,800	251,700	269,300	304,600
6	194,200	231,600	252,900	270,300	305,700
7	195,800	232,400	254,000	271,300	306,700
8	197,400	233,200	255,000	272,300	307,900
9	199,000	234,000	256,100	273,300	309,100
10	200,500	234,700	257,100	274,300	310,700
11	202,000	235,400	258,000	275,300	312,300
12	203,500	236,100	258,500	276,400	313,900
13	205,000	236,800	259,100	277,400	315,400
14	206,500	237,400	259,500	278,700	317,000
15	208,000	238,000	259,900	280,000	318,600
16	209,500	238,600	260,400	281,200	320,200
17	211,000	239,200	260,900	282,500	321,700
18	212,400	239,800	261,400	283,800	323,400
19	213,800	240,400	261,900	285,000	325,000
20	215,200	240,900	262,500	286,200	326,600
21	216,600	241,400	263,300	287,300	328,000
22	217,700	241,900	263,900	288,500	329,700
23	218,800	242,400	264,500	289,800	331,400
24	219,900	242,900	265,300	291,100	333,000

25	220,900	243,400	266,100	292,400	334,200
26	221,800	243,900	266,800	293,400	336,100
27	222,700	244,300	267,400	294,400	337,800
28	223,600	244,800	268,200	295,500	339,400
29	224,500	245,400	269,000	296,600	340,900
30	225,300	245,900	269,700	297,800	342,500
31	226,100	246,400	270,400	298,900	344,100
32	226,900	246,800	271,100	300,100	345,700
33	227,700	247,200	271,800	301,300	347,400
34	228,400	247,700	272,500	302,600	349,200
35	229,100	248,200	273,200	303,900	351,000
36	229,800	248,600	273,900	305,200	352,800
37	230,500	249,000	274,600	306,500	354,300
38	231,100	249,500	275,300	307,800	355,700
39	231,700	250,000	275,900	309,100	357,100
40	232,300	250,400	276,500	310,400	358,500
41	233,000	250,800	277,000	311,700	360,000
42	233,500	251,300	277,500	313,000	360,800
43	234,000	251,800	278,000	314,300	361,800
44	234,500	252,200	278,500	315,400	362,800
45	235,000	252,600	279,000	316,300	363,700
46	235,400	253,000	279,500	317,600	364,800
47	235,800	253,400	280,000	318,900	365,700
48	236,200	253,800	280,400	320,200	366,700
49	236,600	254,200	280,800	321,400	367,600
50	236,900	254,600	281,300	322,700	368,300
51	237,200	255,000	281,700	323,900	369,000
52	237,500	255,400	282,200	325,100	369,600
53	237,800	255,800	282,600	326,400	370,000
54	238,100	256,200	283,100	327,500	370,600
55	238,400	256,600	283,600	328,600	371,300
56	238,700	257,000	284,100	329,700	372,000
57	238,900	257,300	284,600	330,400	372,300
58	239,200	257,700	285,200	331,300	373,000
59	239,500	258,100	285,800	332,000	373,700
60	239,700	258,400	286,400	332,800	374,300
61	239,900	258,700	287,000	333,600	374,600
62	240,200	259,100	287,600	334,000	375,100
63	240,500	259,500	288,200	334,600	375,700
64	240,700	259,800	288,800	335,300	376,300

65	240,900	260,100	289,300	336,100	376,600
66	241,200	260,400	289,800	336,800	377,200
67	241,500	260,700	290,300	337,500	377,900
68	241,700	260,900	290,800	338,100	378,500
69	241,900	261,100	291,300	338,600	378,900
70	242,200	261,400	291,800	339,200	379,400
71	242,500	261,700	292,200	339,700	380,000
72	242,700	261,900	292,600	340,300	380,500
73	242,900	262,100	293,000	340,600	381,000
74	243,200	262,400	293,400	341,100	381,600
75	243,500	262,700	293,800	341,500	382,100
76	243,700	262,900	294,200	341,900	382,400
77	243,900	263,100	294,600	342,300	382,800
78	244,200	263,400	295,000	342,800	383,300
79	244,500	263,700	295,400	343,300	383,700
80	244,700	263,900	295,900	343,800	384,100
81	244,900	264,100	296,200	344,100	384,500
82	245,200	264,400	296,700	344,500	385,000
83	245,400	264,700	297,200	344,900	385,400
84	245,700	264,900	297,700	345,300	385,800
85	245,900	265,100	298,000	345,600	386,100
86	246,100	265,300	298,500	346,000	386,600
87	246,400	265,600	299,000	346,400	387,000
88	246,700	265,900	299,300	346,800	387,400
89	246,900	266,100	299,700	347,000	387,700
90	247,200	266,300	300,200	347,400	388,200
91	247,500	266,600	300,700	347,800	388,600
92	247,700	266,800	301,200	348,200	389,000
93	247,900	267,100	301,500	348,400	389,300
94	248,200	267,400	301,900	348,800	
95	248,500	267,700	302,400	349,200	
96	248,700	267,900	302,900	349,500	
97	248,900	268,100	303,300	349,800	
98	249,200	268,400	303,700	350,200	
99	249,500	268,600	304,000	350,600	
100	249,700	268,900	304,300	351,000	
101	249,900	269,100	304,600	351,500	
102	250,200	269,300	305,000	351,900	
103	250,500	269,600	305,300	352,300	
104	250,700	269,900	305,700	352,700	
105	250,900	270,100	306,000	353,200	

106		270,300	306,400	353,600	
107		270,600	306,800	353,900	
108		270,800	307,100	354,200	
109		271,100	307,300	354,700	
110		271,400	307,600		
111		271,700	307,900		
112		271,900	308,100		
113		272,100	308,300		
114		272,400	308,600		
115		272,600	308,900		
116		272,800	309,100		
117		273,100	309,300		
118		273,400	309,600		
119		273,700	309,900		
120		273,900	310,100		
121		274,100	310,300		
122		274,300	310,600		
123		274,600	310,900		
124		274,900	311,100		
125		275,100	311,300		
126		275,300	311,600		
127		275,600	311,900		
128		275,900	312,100		
129		276,100	312,300		
130		276,300			
131		276,600			
132		276,900			
133		277,100			
134		277,300			
135		277,600			
136		277,900			
137		278,100			

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において技能労務職員の給与等に関する規則別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動をし



たものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(初任給に関する経過措置)

- 4 切替日以後に新たに職員となり、技能労務職員の給与等に関する規則別表第1の給料表の適用を受ける者となったもののうち、その者の有する学歴免許等の資格が職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和32年新潟県人事委員会規則第6-45号）別表第8の学歴免許等資格区分表の「高校卒」の区分に達しない者の初任給として受ける号給の決定に関し必要な事項は、知事が定める。

(施行細則)

- 5 前3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）第2条に規定する職員の例による。

#### 附則別表

号給の切替表

旧号給	新号給			
	1級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28

37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	62
71	55	67	67	63
72	56	68	68	64
73	57	69	69	65
74	58	70	70	66
75	59	71	71	67
76	60	72	72	68
77	61	73	73	69
78	62	74	74	70
79	63	75	75	71
80	64	76	76	72
81	65	77	77	73
82	66	78	78	74
83	67	79	79	75
84	68	80	80	76
85	69	81	81	77

86	70	82	82	78
87	71	83	83	79
88	72	84	84	80
89	73	85	85	81
90	74	86	86	82
91	75	87	87	83
92	76	88	88	84
93	77	89	89	85
94	78	90	90	86
95	79	91	91	87
96	80	92	92	88
97	81	93	93	89
98	82	94	94	90
99	83	95	95	91
100	84	96	96	92
101	85	97	97	93
102	86	98	98	
103	87	99	99	
104	88	100	100	
105	89	101	101	
106	90	102	102	
107	91	103	103	
108	92	104	104	
109	93	105	105	
110	94	106	106	
111	95	107	107	
112	96	108	108	
113	97	109	109	
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第20号**

地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業管理者の給料に関する規則（昭和41年新潟県規則第80号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）第2条の規定に基づき、地方公営企業管理者の給料月額を次のとおり定める。 (1) 新潟県企業管理者 <u>67万5,000円</u> (2) 新潟県病院事業管理者 <u>67万5,000円</u>	特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）第2条の規定に基づき、地方公営企業管理者の給料月額を次のとおり定める。 (1) 新潟県企業管理者 <u>68万5,000円</u> (2) 新潟県病院事業管理者 <u>68万5,000円</u>

**附 則**

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

新潟県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

新潟県知事 花 角 英 世

**新潟県規則第21号**

新潟県県税規則の一部を改正する規則

**第 1 条** 新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定申請等）</p> <p><b>第48条</b> （略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 申請に係る寄附金が所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号、<u>第3号若しくは第4号</u>に掲げる寄附金又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（以下「指定対象寄附金」という。）であることを証する書類</p> <p>(2)～(4) （略）</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（中古自動車販売業者に係る自動車税（種別割）減免申請書の添付書類）</p> <p><b>第81条</b> 条例第74条の2第2項に規定する申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>一般財団法人日本自動車査定協会</u>（昭和41年6月1日に財団法人日本自動車査定協会という名称で設立された法人をいう。）が発行する商品中古自動車証明書</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定申請等）</p> <p><b>第48条</b> （略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 申請に係る寄附金が所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号若しくは<u>第3号</u>に掲げる寄附金（<u>同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。</u>）又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（以下「指定対象寄附金」という。）であることを証する書類</p> <p>(2)～(4) （略）</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（中古自動車販売業者に係る自動車税（種別割）減免申請書の添付書類）</p> <p><b>第81条</b> 条例第74条の2第2項に規定する申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>財団法人日本自動車査定協会</u>（昭和41年6月1日に財団法人日本自動車査定協会という名称で設立された法人をいう。）が発行する商品中古自動車証明書</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>2 （略）</p>

**第 2 条** 新潟県県税規則の一部を次のように改正する。

別記第56号様式、第63号様式及び第77号様式の2を次のように改める。

第56号様式（第117条関係）

年度 個人県民税の現年課税分賦課額報告書

（当初・決算）

区 分	県 民 税			森林環境税			市 町 村 民 税			合 計			
	普通徴収 a	特別徴収 b	計 ③+④ c	普通徴収 d	特別徴収 e	計 ⑥+⑦ f	普通徴収 g	特別徴収 h	計 ⑧+⑨ i	普通徴収 ④+⑥+⑧ j	特別徴収 ⑤+⑦+⑨ k	計 ⑩+⑪+⑫ l	
賦 課 額	譲渡所得以外 ①	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	譲 渡 所 得 ②												
	小計 ①+② ③												
	譲渡所得以外 ④												
	譲 渡 所 得 ⑤												
	小計 ④+⑤ ⑥												
	計 ③+⑥ ⑦		⑭ うち給与所得分			⑮ うち給与所得分		うち給与所得分			⑯ うち給与所得分		
	退職所得の分離課税に係る 所得割額 ⑧			⑰									⑱
	本年度課税額 ⑦+⑧ ⑨												
	⑨のうち翌年度の収入となる べき額 ⑩		⑲ ⑳×㉑			⑲' ㉑×㉑'			⑲ ㉑-⑳-⑳'			㉒	
⑨のうち本年度の収入となる べき額 ⑨-⑩ ⑪													
前年度賦課のうち本年度の 収入となるべき額 ⑫													
本年度調定額 ⑪+⑫ ⑬			㉑			㉑'						㉒	
特定あん分率 (当初分のみ記載) ⑭-⑮ ⑯	0.	小数点以下第5位まで 算出のうえ四捨五入 ⑰-⑱ ㉑	⑰'	0.	小数点以下第5位まで 算出のうえ四捨五入 ⑲-⑳ ㉑'	本年度調定区分割合 (当初分のみ記載) ⑳ ㉑	0.	⑳'	㉑'	0.	摘 要		
区分	納 税 義 務 者 の 種 別			徴収区分による納税義務者									
	均等割額 のみのもの	所得割額 のみのもの	均等割額及び 所得割額のもの	計	普通徴収	特別徴収							
譲渡所得以外	人	人	人	人	人	人							
譲 渡 所 得													
分 離 退 職													
計													

◎ 注  
1 譲渡所得の区分は当初のみとし、決算分については「譲渡所得以外」欄に合算額を記載すること。  
2 本年度調定区分割合は、円位まで算定される桁数まで算出のこと。

新潟県県税条例第19条第1項及び第2項の規定により上記のとおり報告します。

年 月 日

地域振興局長 様

市町村長

作成者職氏名

第63号様式 (第117条関係)

年度 個人県民税に係る徴収金の払込額精算計算書 (3月末日現在)

1 県民税、森林環境税及び市町村民税の調定額の調

Table with columns for '区分' (Category) and '3月末現在調定額' (Estimated amount as of end of March). Rows include '現年課税分' (Current year taxable amount) and '滞納繰越分' (Overdue carryover amount) for '県民税' (Municipal Resident Tax), '森林環境税' (Forest Environment Tax), and '市町村民税' (Municipal Resident Tax).

3 県民税及び森林環境税に係る徴収金の払込過不足額の調 (県民税分)

Table with columns for '区分' (Category), '精算基準額' (Settlement standard amount), '県への払込済額' (Amount paid to prefecture), and '精算すべき額' (Amount to be settled). Rows include '現年課税分' (Current year taxable amount), '滞納繰越分' (Overdue carryover amount), '延滞金' (Penalty), and '加算金' (Addition).

(森林環境税分)

Table with columns for '区分' (Category), '精算基準額' (Settlement standard amount), '県への払込済額' (Amount paid to prefecture), and '精算すべき額' (Amount to be settled). Rows include '現年課税分' (Current year taxable amount), '滞納繰越分' (Overdue carryover amount), '延滞金' (Penalty), and '加算金' (Addition).

2 県民税、森林環境税及び市町村民税に係る徴収金の収納・払込済額の調 (払込金精算の基礎数値)

Large table for '徴収金の収納・払込済額の調' (Collection and payment of tax). It has multiple columns for '区分' (Category) and '期' (Period). Rows include '年4月から 年2月', '年3月', '計' (Total), and '年度分の収納で 年4月又は6月中に払込まれた額' (Amount collected in fiscal year).

新潟県税規則第52条の規定により払込額精算計算書を提出します。

年 月 日  
地域振興局長 様

市町村長

作成者職氏名

第77号様式の2（第117条関係）

不動産の取得（特例適用）申告書（非木造家屋用）

地方税法第73条の18及び新潟県県税条例第43条の規定により申告します。なお、特例控除の適用を受けたいので、新潟県県税条例第39条の規定により併せて申告します。																													
年 月 日	住（居）所 （又は所在地）												電 話 番 号																
氏名及び 代表者名 地域振興局長 様		個人番号又は法人番号											担当者名 (法人の場合)																
家屋の所在地		種 類	構 造	既 存 分						今 回 の 建 築 分 に 係 る 床 面 積						取 得 年 月 日	取 得 の 理 由												
		住宅・併用住宅 事務所・店舗 工場・倉庫 その他	造 葺 根 建 ( 陸 屋 根 )	階数	面積 (㎡)	階数	面積 (㎡)	階数	面積 (㎡)	階数	面積 (㎡)	階数	面積 (㎡)	階数	面積 (㎡)	取得価額	旧家屋の状況												
				計		計		計		計		計																	
				千円 (税抜)														減失有・減失無 一部減失有											
不 こ 明 の 欄 場 合 は 、 非 木 造 家 屋 の 新 築 及 改 築 に 関 し て 正 確 に 取 得 し て お く な さ い。	鉄骨使用量 (鉄骨階段を含む)			軽量鉄骨使用量 (間仕切、天井地下を除く)			鉄筋使用量			コンクリート使用量			ワイヤーメッシュ		杭打の状況			根切の土量											
	さび止め 塗装			母屋・胴線を除く			SD 490以上のもの			F c 60超えるもの			デックプレート・フラットデック		種類				m <sup>3</sup>										
	亜鉛メッキ加工あり			母屋・胴線を除く			SD 390以上 SD 490未満のもの			F c 36超え F c 60以下のもの			(厚さ mm)		末口径 (cm)			本数											
	上記以外の鉄骨			母屋			SD 390未満のもの			F c 36以下のもの			又は		長さ (m)				屋根仕上の種類										
	鉄骨合計			母屋			鉄筋合計			土間デッキ			(厚さ mm)																
	耐火被覆			胴線			無筋コンクリート (格コンクリート等)			又は																			
																	運搬設備 (エレベーター)			(小荷物専用昇降機)									
	ドアホン			給排水設備			空調・換気設備			防災設備			積載量 (kg)			積載量 (kg)			積載量 (kg)										
	動力設備の全容量 (3相 200V以上)			基礎			種類			冷房能力			火災報知器			屋内消火栓			積載量 (人乗)			積載量 (人乗)			積載量 (人乗)				
	インナーホン (内線専用電話)			受水槽			個別空調方式			(kW-LSFポンプを除く)			R又はP型 1級自立型			着床数			着床数			着床数							
屋内監視カメラ			増圧ポンプ機			(個別空調方式の場合)			一般機械排煙			P型1級 壁掛型			速度			速度			速度								
生産設備			排水ポンプ機			ダクトの有無			換気の種類			P型2級			乗用規格型			乗用規格型			乗用規格型								
合計			ガス設備			□ 有 □ 無			□ 全熱交換器 □ 熱交換器なし1種換気 □ 2種換気又は3種換気			□ 有 □ 無			スプリンクラー			乗用中速特注型			乗用中速特注型			乗用高速特注型					
			□ 都市ガス □ プロパンガス			換気の種類						有・無			有・無			乗用高速特注型 寝台用 人荷用			乗用高速特注型 寝台用 人荷用			乗用高速特注型 寝台用 人荷用					
この家屋の取得の前1年の期間内に他の家屋を建築（購入）したか否か															有・無			建築施工業者名						電話番号					
																								(現場責任者名)					

市町村受付印 受付印

○ ○



## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
    - (1) 第1条中新潟県県税規則第81条の改正 公布の日
    - (2) 第2条の規定 令和7年4月1日
    - (3) 第1条中新潟県県税規則第48条の改正及び次項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第1条第11号に掲げる規定の施行の日  
(経過措置)
  - 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合におけるこの規則による改正後の新潟県県税規則第48条第2項の規定の適用については、同項第1号中「寄附金又は」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）又は」とする。
-

新潟県特定都市河川浸水被害対策法施行細則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

## 新潟県規則第22号

新潟県特定都市河川浸水被害対策法施行細則

(趣旨)

**第1条** この規則は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。）の施行に関し、特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成16年政令第168号）、特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成16年国土交通省令第64号。以下「省令」という。）及び新潟県特定都市河川浸水被害対策法施行条例（令和7年新潟県条例第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(雨水浸透阻害行為協議書の添付図書)

**第2条** 省令第16条第1項の雨水浸透阻害行為協議書には、省令第18条第1項各号に掲げる図書を添付しなければならない。

(計画説明書)

**第3条** 省令第16条第2項の計画説明書は、別記第1号様式によるものとする。

2 前項の計画説明書には、雨水浸透阻害行為（法第30条に規定する雨水浸透阻害行為をいう。以下同じ。）に関する工事及び対策工事（法第31条第1項第3号に規定する対策工事をいう。以下同じ。）の工事工程表を添付しなければならない。

(雨水浸透阻害行為に関する工事の着手の届出)

**第4条** 法第30条の許可を受けた者（法第35条の規定により許可を受けたものとみなされた者を含む。次条において同じ。）は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事に着手したときは、速やかに別記第2号様式により知事に届け出なければならない。

(工程の終了の報告)

**第5条** 法第30条の許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事が次に掲げる工程を含むときは、当該工程に係る工事を終了する日の3日前までに、その旨を知事に報告しなければならない。

(1) 地下構造を有する雨水貯留浸透施設（法第2条第6項に規定する雨水貯留浸透施設をいう。以下同じ。）の設置

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が指定する工程

(雨水浸透阻害行為の許可の変更の申請等)

**第6条** 法第37条第1項の許可を受けようとする者は、別記第3号様式により知事に申請しなければならない。この場合において、省令第18条第1項各号に掲げる図書のうち法第31条第1項各号に掲げる事項の変更（法第37条第1項ただし書に該当するものを除く。）に伴いその内容が変更されるもの及び工事工程表（雨水浸透阻害行為に関する工事又は対策工事の工程に変更がある場合に限る。）（第3項において「関係図書」という。）を添付しなければならない。

2 法第37条第3項の規定による届出をしようとする者（法第35条の規定により許可を受けたものとみなされた者を含む。）は、別記第4号様式により知事に届け出なければならない。

3 法第37条第4項において準用する法第35条の協議をしようとする者は、別記第3号様式により知事と協議しなければならない。この場合において、関係図書を添付しなければならない。

(雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書の添付図書)

**第7条** 省令第26条第1項の雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 設置した雨水貯留浸透施設の位置及び形状を明らかにした図面

(2) 雨水貯留浸透施設の構造詳細図

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

(雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書の添付図書)

**第8条** 省令第26条第2項の雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 廃止の理由を記載した書類

(2) 雨水浸透阻害行為に関する工事に着手していたときは、廃止に伴う措置を記載した書類及び廃止時の当該土地の現況地形図（省令第16条第4項の現況地形図をいう。）

(標識)

第 9 条 次の各号に掲げる標識は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 法第 38 条第 3 項の標識 別記第 5 号様式
- (2) 法第 45 条第 1 項の標識 別記第 6 号様式
- (3) 法第 54 条第 1 項の標識 別記第 7 号様式  
(身分証明書)

第 10 条 次の各号に掲げる身分を示す証明書は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 法第 42 条第 2 項及び法第 74 条第 2 項の身分を示す証明書 別記第 8 号様式
- (2) 法第 77 条第 5 項において準用する法第 74 条第 2 項の身分を示す証明書 別記第 9 号様式

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式(第3条関係)

雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書											
設計者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	住所	郵便番号		電話番号							
	氏名										
工事の計画の方針											
行為区域(対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。)内の土地の現況	宅地	池沼	水路	ため池	道路(法面無)	道路(法面有)	鉄道線路(法面無)	鉄道線路(法面有)	飛行場(法面無)	飛行場(法面有)	
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	舗装された土地(法面を除く。)	舗装された土地(法面に限る。)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野・その他	合計		
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
行為区域(対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。)内の土地利用計画	宅地	池沼	水路	ため池	道路(法面無)	道路(法面有)	鉄道線路(法面無)	鉄道線路(法面有)	飛行場(法面無)	飛行場(法面有)	
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	舗装された土地(法面を除く。)	舗装された土地(法面に限る。)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野・その他	合計		
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画	行為前の流出係数				行為後の流出係数						
	行為前の流出雨量				m <sup>3</sup> /秒			行為後の流出雨量			m <sup>3</sup> /秒
	雨水貯留浸透施設の名称			容量又は規模及び構造			管理者(帰属先)				
その他											

備考 「その他」欄は、雨水浸透阻害行為に関する工事又は対策工事に伴い道路を設けるときは、当該道路の名称、管理者(帰属先)等を記載すること。

## 第 2 号様式 (第 4 条関係)

## 雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

年 月 日

新潟県知事 様

届出者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

新潟県特定都市河川浸水被害対策法施行細則第 4 条の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事について届け  
出ます。

許 可 番 号	年 月 日 第 号
雨水浸透阻害行為に関する工事 の着手年月日	年 月 日
対策工事の着手 (予定) 年月日	年 月 日
工事施工者	住 所
	氏 名
	現場管理者の氏 名 及 び 連 絡 先  (電話番号 )

備考 「住所」及び「氏名」欄は、法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載す  
ること。

第3号様式(第6条関係)

雨水浸透阻害行為変更許可申請(協議)書

年 月 日

新潟県知事 様

申請者(協議者) 住 所  
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

第 37 条 第 1 項

特定都市河川浸水被害対策法第37条第4項において準用する同法第35条の規定により、雨水浸透阻害行為の変更について協議を申請

更について協議します。

許 可 番 号	年 月 日 第 号	
変 更 の 理 由		
変 更 に 係 る 事 項	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積	m <sup>2</sup>
	3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
	4 対策工事の計画の概要	
	5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	年 月 日
	6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	年 月 日
	7 対策工事の着手予定年月日	年 月 日
	8 対策工事の完了予定年月日	年 月 日
そ の 他 必 要 な 事 項		
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 変 更 の 許 可 に 付 し た 条 件		
※ 変 更 の 許 可 番 号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 「変更に係る事項」欄は、変更をしようとする事項について、変更後のものを記載すること。  
2 「その他必要な事項」欄は、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項を変更することについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要するときに、その手続の状況を記載すること。  
3 ※印のある欄は、記載しないこと。

## 第 4 号様式 (第 6 条関係)

## 雨水浸透阻害行為変更届出書

年 月 日

新潟県知事 様

届出者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

特定都市河川浸水被害対策法第37条第3項の規定により、雨水浸透阻害行為の変更について届け出ます。

許 可 番 号	年 月 日 第 号	
変 更 の 理 由		
変 更 に 係 る 事 項	1 雨水浸透阻害行為に関する 工事の着手予定年月日	年 月 日
	2 雨水浸透阻害行為に関する 工事の完了予定年月日	年 月 日
	3 対策工事の着手予定年月日	年 月 日
	4 対策工事の完了予定年月日	年 月 日

備考 「変更に係る事項」欄は、変更をしようとする事項について、変更後のものを記載すること。

第5号様式(第9条関係)

←────────────────── 90cm ───────────────────→	
↑ 70cm ↓	雨水貯留浸透施設
	施設の名称
	工事の検査済証番号
	施設の容量又は規模及び構造の概要
	施設の管理者及びその連絡先
	標識の設置者及びその連絡先
	<ul style="list-style-type: none"><li>○ この雨水貯留浸透施設は、特定都市河川浸水被害対策法第30条の許可に係る工事により設置されたものです。</li><li>○ この雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は、新潟県知事の許可が必要です。</li></ul>

備考 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難いときは「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は「縦8センチメートル、横15センチメートル」とする。



第6号様式 (第9条関係)

90cm

保 全 調 整 池

名称

指定番号

容量及び構造の概要

管理者及びその連絡先

標識の設置者及びその連絡先

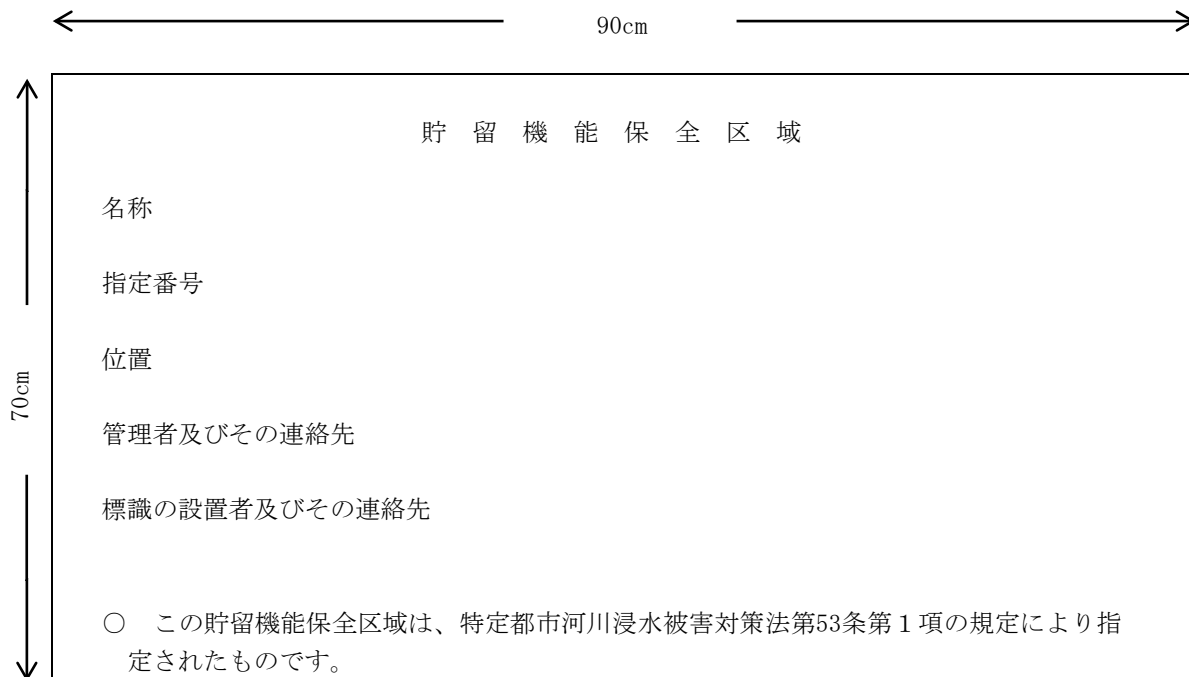
○ この保全調整池は、特定都市河川浸水被害対策法第44条第1項の規定により指定されたものです。

○ この保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は、新潟県知事への届出が必要です。

70cm

備考 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難いときは「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は「縦8センチメートル、横15センチメートル」とする。

第7号様式 (第9条関係)



備考 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難いときは「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は「縦8センチメートル、横15センチメートル」とする。

第8号様式 (第10条関係)

(表面)

6 cm

第 号

身 分 証 明 書

所 属  
 職 氏 名  
 生 年 月 日

上記の者は、特定都市河川浸水被害対策法第42条第1項及び第74条第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。

交付年月日      年    月    日  
 有効期限        年    月    日

新潟県知事
印

6 cm
8 cm

(裏面)

特定都市河川浸水被害対策法 (抜粋)

(立入検査)

第42条 都道府県知事等は、第30条、第37条第1項、第38条第2項、第39条第1項又は前条第1項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、雨水浸透阻害行為に係る土地(対策工事に係る建築物等を含む。)に立ち入り、当該土地、当該雨水浸透阻害行為に関する工事若しくは当該対策工事の状況又は当該対策工事により設置された施設を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(立入検査)

第74条 都道府県知事等は、第57条第1項、第62条第1項、第63条第2項、第64条、第66条、第71条第1項又は前条第1項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地若しくは建築物に立ち入り、当該土地若しくは建築物又は当該土地若しくは建築物において行われている特定開発行為若しくは特定建築行為に関する工事の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第9号様式(第10条関係)

(表面)

第
号

身 分 証 明 書

所 属  
 職 氏 名  
 生 年 月 日

上記の者は、特定都市河川浸水被害対策法第77条第1項の規定により測量又は調査のための土地の立入り等を行う者であることを証明する。

交付年月日      年    月    日  
 有効期限        年    月    日

新潟県知事
印

6 cm
8 cm

(裏面)

特定都市河川浸水被害対策法(抜粋)

(立入検査)

第74条 (略)

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 (略)

(測量又は調査のための土地の立入り等)

第77条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者は、第3条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)若しくは第4項の規定による特定都市河川流域の指定又は第44条第1項の規定による保全調整池の指定に関する測量又は調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

2~4 (略)

5 第74条第2項の規定は、第1項の場合について準用する。

6~10 (略)

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第2号

新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県企業管理者 遠山 隆

新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局企業職員勤務規程（平成7年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

(下線及部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(育児を行う職員の時間外勤務の制限)</p> <p><b>第10条の3</b> (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 企業局長は、<u>小学校就学の始期に達するまでの</u>子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第10条第4項に規定する勤務をさせてはならない。</p> <p>(介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p><b>第10条の4</b> 前2条（第10条の2第1項、第4項第4号から第6号まで、第10条の3第6項第4号及び第5号を除く。）の規定は、第18条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第10条の2第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び同法第6条の4に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この条において同じ。）において常態として当該子を保育することができるものとして、次の各号に規定する者のいずれにも該当する場合における当該職員を除く。）が、当該子を養育」とあり、<u>並びに前条第1項及び第</u></p>	<p>(育児を行う職員の時間外勤務の制限)</p> <p><b>第10条の3</b> (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 企業局長は、<u>3歳に満たない</u>子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第10条第4項に規定する勤務をさせてはならない。</p> <p>(介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p><b>第10条の4</b> 前2条（第10条の2第1項、第4項第4号から第6号まで、第10条の3第6項第4号及び第5号を除く。）の規定は、第18条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第10条の2第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び同法第6条の4に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この条において同じ。）において常態として当該子を保育することができるものとして、次の各号に規定する者のいずれにも該当する場合における当該職員を除く。）が、当該子を養育」とあり、前条第1項中「小学校就</p>

9 項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育」とあるのは、「第18条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、当該要介護者を介護」と、第10条の2第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、同条第4項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者（第18条第1項第5号に掲げる者に限る。）」と、前条第3項中「又は第9項に規定する措置（以下「業務を処理するための措置」という。）を講ずることが著しく困難であるかどうか」とあるのは、「に規定する措置（以下「業務を処理するための措置」という。）を講ずることが著しく困難であるかどうか又は第9項に規定する公務の正常な運営の支障の有無」と、同条第6項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者（第18条第1項第5号に掲げる者に限る。）」と読み替えるものとする。

(介護休暇)

**第18条** 介護休暇は、職員が要介護者（次の各号に掲げる者（第21条の2第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、企業局長が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

(1)～(5) (略)

2・3 (略)

**第21条** (略)

**第21条の2** 企業局長は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の

学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育」とあり、及び同条第9項中「3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育」とあるのは、「第18条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、当該要介護者を介護」と、第10条の2第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、同条第4項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者（第18条第1項第5号に掲げる者に限る。）」と、前条第3項中「又は第9項に規定する措置（以下「業務を処理するための措置」という。）を講ずることが著しく困難であるかどうか」とあるのは、「に規定する措置（以下「業務を処理するための措置」という。）を講ずることが著しく困難であるかどうか又は第9項に規定する公務の正常な運営の支障の有無」と、同条第6項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者（第18条第1項第5号に掲げる者に限る。）」と読み替えるものとする。

(介護休暇)

**第18条** 介護休暇は、職員が要介護者（次の各号に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、企業局長が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

(1)～(5) (略)

2・3 (略)

**第21条** (略)

事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の利用に係る申出に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 企業局長は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

**第19条の3** 企業局長は、介護両立支援制度等の利用に係る申出が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日以後において改正後の新潟県企業局企業職員勤務規程第10条の3第9項の規定による時間外勤務の制限に関する制度を利用するため、これらの規定による請求（その3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するためにするものに限る。）をしようとする職員（新潟県企業局企業職員勤務規程第1条に規定する職員をいう。）は、同日前においても当該請求をすることができる。この場合において、当該請求は、同日以後は、これらの規定による請求とみなす。



新潟県企業局管理規程第 3 号

新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 28 日

新潟県企業管理者 遠 山 隆

新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程

第 1 条 新潟県企業局企業職員給与規程（昭和30年新潟県電気事業管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後					改 正 前				
<b>別表第 3</b> (第 3 条関係)					<b>別表第 3</b> (第 3 条関係)				
初 任 給 基 準 表					初 任 給 基 準 表				
職種	学歴免許	初任給			職種	学歴免許	初任給		
技能労務職員	高校卒	1 級 5 号給			技能労務職員	高校卒	1 級 21 号給		
						中学卒	1 級 9 号給		
備考 (略)					備考 (略)				
<b>別表第 4</b> (第 3 条関係)					<b>別表第 4</b> (第 3 条関係)				
昇格時号給対応表					昇格時号給対応表				
昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給				昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級		2 級	3 級	4 級	5 級
(略)					(略)				
10	(略)	1	(略)		10	(略)	2	(略)	
11		1			11		3		
12		1			12		4		
13		1			13		5		
14		2			14		6		
15		3			15		7		
16		4			16		8		
17		5			17		9		
18		6			18		10	2	
19		7			19		11	3	
20		8			20		12	4	
21		9			21		13	5	
22	2	10	2		22	1	14	6	
23	3	11	3		23	1	15	7	
24	4	12	4		24	1	16	8	
25	5	13	5		25	1	17	9	
26	6	13	6		26	1	17	10	
27	7	14	7		27	1	18	11	
28	8	14	8		28	1	18	12	
29	9	15	9		29	1	19	13	
30	10	15	10		30	1	19	14	
31	11	16	11		31	1	20	15	
32	12	16	12		32	1	20	16	
33	13	17	13		33	1	21	17	
34	14	18	14		34	1	22	18	
35	15	19	15		35	1	23	19	
36	16	20	16		36	1	24	20	

37	17	21		17
38	18	22	25	18
39	19	23	26	19
40	20	24	26	20
41	21	25	27	21
42	22	26	27	22
43	23	27	28	23
44	24	28	28	24
45	25	29	29	25
46	26	29	29	26
47	27	30	30	27
48	28	30	30	28
49	29	31	31	29
50	30	31	31	30
51	31	32	32	31
52	32	32	32	32
53	33	33	33	33
54	34	34	34	34
55	35	35	35	35
56	36	36	36	36
57	37	37	37	37
58	38	38	37	37
59	39	39	38	37
60	40	40	38	38
61	41	41	39	38
62	42	42	39	38
63	43	43	40	39
64	44	44	40	39
65	45	45	41	39
66	45	45	41	40
67	45	46	41	40
68	46	46	42	40
69	46	47	42	41
70	46	47	42	41
71	47	48	43	41
72	47	48	43	42
73	47	49	43	42
74	48	49	44	42
75	48	49	44	43
76	48	50	44	43
77	49	50	45	43
78	49	50	45	44
79	49	51	45	44
80	50	51	46	44
81	50	51	46	45
82	50	52	46	45
83	51	52	47	45
84	51	52	47	45
85	51	53	47	46

37	1	25		21
38	2	26	26	22
39	3	27	27	23
40	4	28	28	24
41	5	29	29	25
42	6	30	29	26
43	7	31	30	27
44	8	32	30	28
45	9	33	31	29
46	10	33	31	30
47	11	34	32	31
48	12	34	32	32
49	13	35	33	33
50	14	35	33	34
51	15	36	34	35
52	16	36	34	36
53	17	37	35	37
54	18	38	35	38
55	19	39	36	39
56	20	40	36	40
57	21	41	37	41
58	22	42	38	42
59	23	43	39	43
60	24	44	40	44
61	25	45	41	45
62	26	46	41	45
63	27	47	42	45
64	28	48	42	46
65	29	49	43	46
66	30	49	43	46
67	31	50	44	47
68	32	50	44	47
69	33	51	45	47
70	34	51	45	48
71	35	52	45	48
72	36	52	46	48
73	37	53	46	49
74	38	53	46	49
75	39	53	47	49
76	40	54	47	50
77	41	54	47	50
78	42	54	48	50
79	43	55	48	51
80	44	55	48	51
81	45	55	49	51
82	45	56	49	52
83	45	56	49	52
84	46	56	50	52
85	46	57	50	53

86	52	53	48	46
87	52	53	48	46
88	52	54	48	46
89	52	54	49	47
90	52	54	49	47
91	53	55	49	47
92	53	55	50	47
93	53	55	50	47
94	53	56	50	47
95	53	56	51	47
96	54	56	51	48
97	54	57	51	48
98	54	57	52	48
99	54	57	52	48
100	54	58	52	48
101	55	58	53	48
102	55	58	53	48
103	55	59	53	49
104	55	59	53	49
105	55	59	53	49
106		60	54	49
107		60	54	49
108		60	54	49
109		61	54	49
110		61	54	
111		61	55	
112		61	55	
113		62	55	
114		62	55	(略)
115		62	55	
116		62	55	
117		63	55	
118		63	55	
119		63	55	
120		63	55	
121		63	55	
122	(略)	63	55	
123		63	55	
124		63	56	
125		63	56	
126		63	56	
127		63	56	
128		63	56	
129		63	56	
130		63		
131		63		
132		63		
133		63		

86	46	57	50	53
87	47	57	51	53
88	47	58	51	53
89	47	58	51	54
90	48	58	52	54
91	48	59	52	54
92	48	59	52	54
93	49	59	53	55
94	49	60	53	55
95	49	60	53	55
96	50	60	54	55
97	50	61	54	55
98	50	61	54	55
99	51	61	55	55
100	51	62	55	56
101	51	62	55	56
102	52	62	56	56
103	52	63	56	56
104	52	63	56	56
105	52	63	57	56
106	52	64	57	56
107	53	64	57	57
108	53	64	57	57
109	53	65	57	57
110	53	65	58	57
111	53	65	58	57
112	54	65	58	57
113	54	66	58	57
114	54	66	58	(略)
115	54	66	59	
116	54	66	59	
117	55	67	59	
118	55	67	59	
119	55	67	59	
120	55	67	59	
121	55	67	59	
122	(略)	67	59	
123		67	59	
124		67	59	
125		67	59	
126		67	59	
127		67	59	
128		67	60	
129		67	60	
130		67	60	
131		67	60	
132		67	60	
133		67	60	

134	63	134	67
135	63	135	67
136	63	136	67
137	63	137	67

第2条 新潟県企業局企業職員給与規程の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	185,700	227,700	247,600	265,300	298,800
2	187,400	228,500	248,700	266,300	300,300
3	189,100	229,300	249,700	267,300	301,800
4	190,800	230,100	250,700	268,300	303,200
5	192,500	230,800	251,700	269,300	304,600
6	194,200	231,600	252,900	270,300	305,700
7	195,800	232,400	254,000	271,300	306,700
8	197,400	233,200	255,000	272,300	307,900
9	199,000	234,000	256,100	273,300	309,100
10	200,500	234,700	257,100	274,300	310,700
11	202,000	235,400	258,000	275,300	312,300
12	203,500	236,100	258,500	276,400	313,900
13	205,000	236,800	259,100	277,400	315,400
14	206,500	237,400	259,500	278,700	317,000
15	208,000	238,000	259,900	280,000	318,600
16	209,500	238,600	260,400	281,200	320,200
17	211,000	239,200	260,900	282,500	321,700
18	212,400	239,800	261,400	283,800	323,400
19	213,800	240,400	261,900	285,000	325,000
20	215,200	240,900	262,500	286,200	326,600
21	216,600	241,400	263,300	287,300	328,000
22	217,700	241,900	263,900	288,500	329,700
23	218,800	242,400	264,500	289,800	331,400
24	219,900	242,900	265,300	291,100	333,000
25	220,900	243,400	266,100	292,400	334,200
26	221,800	243,900	266,800	293,400	336,100
27	222,700	244,300	267,400	294,400	337,800
28	223,600	244,800	268,200	295,500	339,400
29	224,500	245,400	269,000	296,600	340,900
30	225,300	245,900	269,700	297,800	342,500
31	226,100	246,400	270,400	298,900	344,100
32	226,900	246,800	271,100	300,100	345,700

33	227,700	247,200	271,800	301,300	347,400
34	228,400	247,700	272,500	302,600	349,200
35	229,100	248,200	273,200	303,900	351,000
36	229,800	248,600	273,900	305,200	352,800
37	230,500	249,000	274,600	306,500	354,300
38	231,100	249,500	275,300	307,800	355,700
39	231,700	250,000	275,900	309,100	357,100
40	232,300	250,400	276,500	310,400	358,500
41	233,000	250,800	277,000	311,700	360,000
42	233,500	251,300	277,500	313,000	360,800
43	234,000	251,800	278,000	314,300	361,800
44	234,500	252,200	278,500	315,400	362,800
45	235,000	252,600	279,000	316,300	363,700
46	235,400	253,000	279,500	317,600	364,800
47	235,800	253,400	280,000	318,900	365,700
48	236,200	253,800	280,400	320,200	366,700
49	236,600	254,200	280,800	321,400	367,600
50	236,900	254,600	281,300	322,700	368,300
51	237,200	255,000	281,700	323,900	369,000
52	237,500	255,400	282,200	325,100	369,600
53	237,800	255,800	282,600	326,400	370,000
54	238,100	256,200	283,100	327,500	370,600
55	238,400	256,600	283,600	328,600	371,300
56	238,700	257,000	284,100	329,700	372,000
57	238,900	257,300	284,600	330,400	372,300
58	239,200	257,700	285,200	331,300	373,000
59	239,500	258,100	285,800	332,000	373,700
60	239,700	258,400	286,400	332,800	374,300
61	239,900	258,700	287,000	333,600	374,600
62	240,200	259,100	287,600	334,000	375,100
63	240,500	259,500	288,200	334,600	375,700
64	240,700	259,800	288,800	335,300	376,300
65	240,900	260,100	289,300	336,100	376,600
66	241,200	260,400	289,800	336,800	377,200
67	241,500	260,700	290,300	337,500	377,900
68	241,700	260,900	290,800	338,100	378,500
69	241,900	261,100	291,300	338,600	378,900
70	242,200	261,400	291,800	339,200	379,400
71	242,500	261,700	292,200	339,700	380,000
72	242,700	261,900	292,600	340,300	380,500

73	242,900	262,100	293,000	340,600	381,000
74	243,200	262,400	293,400	341,100	381,600
75	243,500	262,700	293,800	341,500	382,100
76	243,700	262,900	294,200	341,900	382,400
77	243,900	263,100	294,600	342,300	382,800
78	244,200	263,400	295,000	342,800	383,300
79	244,500	263,700	295,400	343,300	383,700
80	244,700	263,900	295,900	343,800	384,100
81	244,900	264,100	296,200	344,100	384,500
82	245,200	264,400	296,700	344,500	385,000
83	245,400	264,700	297,200	344,900	385,400
84	245,700	264,900	297,700	345,300	385,800
85	245,900	265,100	298,000	345,600	386,100
86	246,100	265,300	298,500	346,000	386,600
87	246,400	265,600	299,000	346,400	387,000
88	246,700	265,900	299,300	346,800	387,400
89	246,900	266,100	299,700	347,000	387,700
90	247,200	266,300	300,200	347,400	388,200
91	247,500	266,600	300,700	347,800	388,600
92	247,700	266,800	301,200	348,200	389,000
93	247,900	267,100	301,500	348,400	389,300
94	248,200	267,400	301,900	348,800	
95	248,500	267,700	302,400	349,200	
96	248,700	267,900	302,900	349,500	
97	248,900	268,100	303,300	349,800	
98	249,200	268,400	303,700	350,200	
99	249,500	268,600	304,000	350,600	
100	249,700	268,900	304,300	351,000	
101	249,900	269,100	304,600	351,500	
102	250,200	269,300	305,000	351,900	
103	250,500	269,600	305,300	352,300	
104	250,700	269,900	305,700	352,700	
105	250,900	270,100	306,000	353,200	
106		270,300	306,400	353,600	
107		270,600	306,800	353,900	
108		270,800	307,100	354,200	
109		271,100	307,300	354,700	
110		271,400	307,600		
111		271,700	307,900		
112		271,900	308,100		
113		272,100	308,300		

114	272,400	308,600
115	272,600	308,900
116	272,800	309,100
117	273,100	309,300
118	273,400	309,600
119	273,700	309,900
120	273,900	310,100
121	274,100	310,300
122	274,300	310,600
123	274,600	310,900
124	274,900	311,100
125	275,100	311,300
126	275,300	311,600
127	275,600	311,900
128	275,900	312,100
129	276,100	312,300
130	276,300	
131	276,600	
132	276,900	
133	277,100	
134	277,300	
135	277,600	
136	277,900	
137	278,100	

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において新潟県企業局企業職員給与規程別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員の号給については、その者が切替日において当該異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(初任給に関する経過措置)

4 切替日以後に新たに職員となり、新潟県企業局企業職員給与規程別表第1の給料表の適用を受ける者となったもののうち、その者の有する学歴免許等の資格が高校卒に達しない者の初任給として受ける号給の決定に関し必要な事項は、企業局長が定める。

(施行細則)

5 前3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項については、普通職員の例による。

## 附則別表

## 号 給 の 切 替 表

旧 号 給	新 号 給			
	1 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39



48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	62
71	55	67	67	63
72	56	68	68	64
73	57	69	69	65
74	58	70	70	66
75	59	71	71	67
76	60	72	72	68
77	61	73	73	69
78	62	74	74	70
79	63	75	75	71
80	64	76	76	72
81	65	77	77	73
82	66	78	78	74
83	67	79	79	75
84	68	80	80	76
85	69	81	81	77
86	70	82	82	78
87	71	83	83	79
88	72	84	84	80
89	73	85	85	81
90	74	86	86	82
91	75	87	87	83
92	76	88	88	84
93	77	89	89	85
94	78	90	90	86
95	79	91	91	87
96	80	92	92	88

97	81	93	93	89
98	82	94	94	90
99	83	95	95	91
100	84	96	96	92
101	85	97	97	93
102	86	98	98	
103	87	99	99	
104	88	100	100	
105	89	101	101	
106	90	102	102	
107	91	103	103	
108	92	104	104	
109	93	105	105	
110	94	106	106	
111	95	107	107	
112	96	108	108	
113	97	109	109	
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1928号

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（規則第6-45号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p><b>第24条の2</b> 一般職員給与条例第12条第2項及び市町村立学校職員給与条例第11条第2項の人事委員会規則で定める職員は、管理職手当に関する規則（規則第6-118号）の規定による管理職手当に係る区分が1種、2種又は3種の職（政策企画課長、秘書課長、人事課長及び財政課長の職を除く。）を占める職員（次条において「<u>特定幹部職員</u>」という。）のうち、同条各号に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p><b>第24条の3</b> 一般職員給与条例第12条第3項の人事委員会規則で定める職員は、<u>特定幹部職員のうち、次に掲げる職員とする。</u></p> <p>(1) <u>行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの</u></p> <p>(2) <u>公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの</u></p> <p>(3) <u>医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの</u></p> <p>(4) <u>研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの</u></p> <p><b>別表第18の4</b></p> <p style="text-align: center;">昇給号給数表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">(略)</div> <p>備考 この表に定める上段の号給数は、一般職員給与条例第12条第3項及び市町村立学校職員給与条例第11条第3項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は<u>これらの項</u>の規定の適用を受ける職員に適用する。</p>	<p><b>第24条の2</b> 一般職員給与条例第12条第2項及び市町村立学校職員給与条例第11条第2項の人事委員会規則で定める職員は、管理職手当に関する規則（規則第6-118号）の規定による管理職手当に係る区分が1種、2種又は3種の職（政策企画課長、秘書課長、人事課長及び財政課長の職を除く。）を占める職員とする。</p> <p><b>別表第18の4</b></p> <p style="text-align: center;">昇給号給数表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">(略)</div> <p>備考 この表に定める上段の号給数は、一般職員給与条例第12条第3項及び市町村立学校職員給与条例第11条第3項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は<u>同項</u>の規定の適用を受ける職員に適用する。</p>

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第18の3を次のように改める。

別表第18の3

昇格時号給対応表

イ 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5	4
6	1	1	1	1	1	1	1	5	4
7	1	1	1	1	1	1	1	5	4
8	1	1	1	1	1	1	1	5	4
9	1	1	1	1	1	1	1	5	4
10	1	1	1	2	1	1	1		
11	1	1	1	3	1	1	1		
12	1	1	1	4	1	1	1		
13	1	1	1	5	1	1	2		
14	1	1	1	6	2	1	2		
15	1	1	1	7	3	1	2		
16	1	1	1	8	4	1	2		
17	1	1	1	9	5	1	2		
18	1	1	1	10	6	2	3		
19	1	1	1	11	7	3	3		
20	1	1	1	12	8	4	3		
21	1	1	1	13	9	5	3		
22	1	2	2	14	10	5	4		
23	1	3	3	15	11	6	4		
24	1	4	4	16	12	6	4		
25	1	5	5	17	13	7	4		
26	1	6	6	18	14	7	4		
27	1	7	7	19	15	8	4		
28	1	8	8	20	16	8	4		
29	1	9	9	21	17	9	5		
30	1	10	10	22	18	9	5		
31	1	11	11	23	19	10	5		
32	1	12	12	24	20	10	5		
33	1	13	13	25	21	11	5		
34	2	14	14	26	22	11	5		
35	3	15	15	27	23	12	5		
36	4	16	16	28	24	12	5		
37	5	17	17	29	25	13	5		
38	6	18	18	30	26	13	5		
39	7	19	19	31	27	13	5		
40	8	20	20	32	28	13	5		
41	9	21	21	33	29	14	5		
42	10	22	22	34	29	14	5		
43	11	23	23	35	30	14	5		

44	12	24	24	36	30	14	5		
45	13	25	25	37	31	15	5		
46	14	26	26	38	31	15			
47	15	27	27	39	32	15			
48	16	28	28	40	32	15			
49	17	29	29	41	33	15			
50	18	30	30	42	33	15			
51	19	31	31	43	34	15			
52	20	32	32	44	34	15			
53	21	33	33	45	35	15			
54	21	33	34	46	35	15			
55	22	34	35	47	36	15			
56	22	34	36	48	36	15			
57	23	35	37	49	37	15			
58	23	35	37	50	37	15			
59	24	36	37	51	38	15			
60	24	36	38	52	38	15			
61	25	37	38	53	38	15			
62	25	38	38	54	38	15			
63	26	39	39	55	38	15			
64	26	40	39	56	38	15			
65	27	41	39	57	38	15			
66	27	41	40	58	38	16			
67	28	42	40	59	38	16			
68	28	42	40	60	38	16			
69	29	43	41	60	39	16			
70	29	43	41	60	39	16			
71	29	44	41	60	39	16			
72	30	44	42	60	39	16			
73	30	45	42	61	39	17			
74	30	45	42	61	39				
75	31	45	43	61	39				
76	31	45	43	61	39				
77	31	45	43	61	39				
78	32	46	44	62	39				
79	32	46	44	62	39				
80	32	46	44	62	39				
81	33	46	45	63	40				
82	33	46	45	64	40				
83	33	47	45	65	40				
84	34	47	45	66	40				
85	34	47	46	67	41				
86	34	47	46	67					
87	35	47	46	68					
88	35	48	46	68					
89	35	48	47	69					
90	36	48	47	70					
91	36	48	47	71					

92	36	48	47	72					
93	37	49	47	73					
94		49	47						
95		49	47						
96		49	48						
97		49	48						
98		50	48						
99		50	48						
100		50	48						
101		50	48						
102		50	48						
103		51	49						
104		51	49						
105		51	49						
106		51	49						
107		51	49						
108		52	49						
109		52	49						
110		52							
111		52							
112		52							
113		52							
114		52							
115		52							
116		52							
117		53							
118		53							
119		53							
120		53							
121		53							
122		53							
123		53							
124		53							
125		53							

ロ 公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	1	1	1

11	3	1	1	1	3	1	1	1
12	4	1	1	1	4	1	1	1
13	5	1	1	1	5	1	1	1
14	6	2	1	1	6	2	1	2
15	7	3	1	1	7	3	1	2
16	8	4	1	1	8	4	1	2
17	9	5	1	1	9	5	1	2
18	10	6	1	1	10	6	2	3
19	11	7	1	1	11	7	3	3
20	12	8	1	1	12	8	4	3
21	13	9	1	1	13	9	5	4
22	14	10	2	1	14	10	6	4
23	15	11	3	1	15	11	7	4
24	16	12	4	1	16	12	8	4
25	17	13	5	1	17	13	9	4
26	18	14	6	1	18	14	10	4
27	19	15	7	1	19	15	11	4
28	20	16	8	1	20	16	12	5
29	21	17	9	1	21	17	13	5
30	22	18	10	2	22	18	14	5
31	23	19	11	3	23	19	15	5
32	24	20	12	4	24	20	16	5
33	25	21	13	5	25	21	17	5
34	26	22	14	6	26	22	18	5
35	27	23	15	7	27	23	19	5
36	28	24	16	8	28	24	20	5
37	29	25	17	9	29	25	21	5
38	30	26	18	10	30	26	22	5
39	31	27	19	11	31	27	23	5
40	32	28	20	12	32	28	24	5
41	33	29	21	13	33	29	25	5
42	34	30	22	14	34	30	25	5
43	35	31	23	15	35	31	26	5
44	36	32	24	16	36	32	26	5
45	37	33	25	17	37	33	27	5
46	38	34	26	18	38	34	27	
47	39	35	27	19	39	35	28	
48	40	36	28	20	40	36	28	
49	41	37	29	21	41	37	28	
50	42	38	30	22	42	37	28	
51	43	39	31	23	43	37	28	
52	44	40	32	24	44	38	28	
53	45	41	33	25	45	38	28	
54	46	42	34	26	46	38	28	
55	47	43	35	27	47	39	28	
56	48	44	36	28	48	39	28	
57	49	45	37	29	49	39	29	
58	50	46	38	30	50	40	29	
59	51	47	39	31	51	40	29	

60	52	48	40	32	52	40	29	
61	53	49	41	33	53	40	29	
62	54	50	42	34	54	40	29	
63	55	51	43	35	55	40	29	
64	56	52	44	36	56	40	29	
65	57	53	45	37	57	40	29	
66	58	54	46	37	58	40	29	
67	59	55	47	38	59	40	29	
68	60	56	48	38	60	41	30	
69	61	57	49	39	60	41	30	
70	62	58	49	39	60	41	30	
71	63	59	50	40	61	41	31	
72	64	60	50	40	62	41	31	
73	65	61	51	41	63	41	31	
74	66	62	51	42	64	41		
75	67	63	52	43	65	41		
76	68	64	52	44	66	41		
77	69	65	53	45	67	41		
78	69	66	54	46	68	41		
79	70	67	55	47	69	41		
80	70	68	56	48	70	42		
81	71	69	57	49	71	42		
82	71	70	58	49	72	42		
83	72	71	59	50	73	43		
84	72	72	60	50	74	43		
85	73	73	61	51	75	43		
86	74	74	62	51	76			
87	75	75	63	52	77			
88	76	76	64	52	78			
89	77	77	65	53	79			
90	78	78	66	53	79			
91	79	79	67	53	80			
92	80	80	68	54	80			
93	81	81	69	54	81			
94	82	82	70	54				
95	83	83	71	55				
96	84	84	72	55				
97	85	85	73	55				
98	86	86	74	56				
99	87	87	75	56				
100	88	88	76	56				
101	89	89	77	57				
102	90	89	78	58				
103	91	90	79	59				
104	92	90	80	60				
105	93	91	81	60				
106	93	91	82	60				
107	93	92	83	60				
108	94	92	84	60				



109	94	93	85	60				
110	94	94	85	60				
111	95	95	86	60				
112	95	96	86	60				
113	95	97	87	61				
114	96	98	87	61				
115	96	99	88	61				
116	96	100	88	61				
117	97	101	89	61				
118	97	101	89	61				
119	98	101	90	61				
120	98	102	90	61				
121	99	102	91	61				
122	99	102	91					
123	100	103	92					
124	100	103	92					
125	101	103	92					
126		104	92					
127		104	92					
128		104	92					
129		105	92					
130		105	92					
131		105	92					
132		106	92					
133		106	93					
134		106	93					
135		107	93					
136		107	93					
137		107	93					
138		108	94					
139		108	95					
140		108	96					
141		109	96					
142		109						
143		110						
144		110						
145		111						

## ハ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1

8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	2	1	1	1
23	3	1	1	1
24	4	1	1	1
25	5	1	1	1
26	6	1	1	1
27	7	1	1	1
28	8	1	1	1
29	9	1	1	1
30	10	1	1	1
31	11	1	1	1
32	12	1	1	1
33	13	1	1	1
34	14	1	1	1
35	15	1	1	1
36	16	1	1	1
37	17	1	1	1
38	18	2	1	1
39	19	3	1	1
40	20	4	1	1
41	21	5	1	1
42	22	6	1	2
43	23	7	1	3
44	24	8	1	4
45	25	9	1	5
46	25	10	1	6
47	26	11	1	7
48	26	12	1	8
49	27	13	1	9
50	27	14	1	9
51	28	15	1	10
52	28	16	1	10
53	29	17	1	11
54	29	18	1	11
55	30	19	1	12

56	30	20	1	12
57	31	21	1	13
58	31	22	1	13
59	32	23	1	14
60	32	24	1	14
61	33	25	1	15
62	33	26	1	
63	34	27	1	
64	34	28	1	
65	35	29	1	
66	35	30	1	
67	36	31	1	
68	36	32	1	
69	37	33	1	
70	37	34	2	
71	38	35	3	
72	38	36	4	
73	39	37	5	
74	39	38	6	
75	40	39	7	
76	40	40	8	
77	41	41	9	
78	41	42	10	
79	42	43	11	
80	42	44	12	
81	43	45	13	
82	43	46	14	
83	44	47	15	
84	44	48	16	
85	45	49	17	
86	45	50	18	
87	46	51	19	
88	46	52	20	
89	47	53	21	
90	47	54	22	
91	48	55	23	
92	48	56	24	
93	49	57	25	
94	49	58	26	
95	50	59	27	
96	50	60	28	
97	51	61	29	
98	51	62	30	
99	52	63	31	
100	52	64	32	
101	53	65	33	
102	53	66	33	
103	54	67	34	

104	54	68	34	
105	55	69	35	
106	55	69	35	
107	56	70	36	
108	56	70	36	
109	57	71	37	
110	57	71	37	
111	57	72	38	
112	57	72	38	
113	58	73	39	
114	58	73	39	
115	58	74	40	
116	58	74	40	
117	59	75	41	
118	59	75	41	
119	59	76	42	
120	59	76	42	
121	60	77	42	
122	60	77	42	
123	60	77	42	
124	60	77	42	
125	61	77	42	
126	61	78	42	
127	61	78	42	
128	61	78	42	
129	61	78	42	
130	61	78	42	
131	62	79	43	
132	62	79	43	
133	62	79	43	
134	62	79	43	
135	62	79	43	
136	62	80	43	
137	63	80	43	
138	63	80	43	
139	63	80	43	
140	63	80	43	
141	63	81	43	
142	63	81	43	
143	64	81	44	
144	64	82	44	
145	64	82	44	
146	64	82	44	
147	64	83	44	
148	64	83	44	
149	65	83	45	
150	65			
151	66			

152	66		
153	67		

## ニ 教育職給料表(三)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	1
11	3	1	1	1
12	4	1	1	1
13	5	1	1	1
14	6	1	1	1
15	7	1	1	1
16	8	1	1	1
17	9	1	1	1
18	10	1	1	1
19	11	1	1	1
20	12	1	1	1
21	13	1	1	1
22	14	1	1	1
23	15	1	1	1
24	16	1	1	1
25	17	1	1	1
26	18	1	1	1
27	19	1	1	1
28	20	1	1	1
29	21	1	1	1
30	22	1	1	1
31	23	1	1	1
32	24	1	1	1
33	25	1	1	1
34	26	1	1	1
35	27	1	1	1
36	28	1	1	1
37	29	1	1	1
38	30	1	1	1
39	31	1	1	1
40	32	1	1	1
41	33	1	1	1
42	34	1	1	1
43	35	1	1	1

44	36	1	1	1
45	37	1	1	1
46	37	1	1	1
47	38	1	1	1
48	38	1	1	1
49	39	1	1	1
50	39	2	1	1
51	40	3	1	1
52	40	4	1	1
53	41	5	1	1
54	41	6	1	1
55	42	7	1	1
56	42	8	1	1
57	43	9	1	1
58	43	10	1	1
59	44	11	1	1
60	44	12	1	1
61	45	13	1	1
62	45	14	2	2
63	46	15	3	3
64	46	16	4	4
65	47	17	5	4
66	47	18	6	4
67	48	19	7	4
68	48	20	8	4
69	49	21	9	5
70	49	22	10	5
71	50	23	11	5
72	50	24	12	5
73	51	25	13	5
74	51	26	14	6
75	52	27	15	6
76	52	28	16	6
77	53	29	17	6
78	53	30	18	6
79	53	31	19	7
80	54	32	20	7
81	54	33	21	7
82	54	34	22	
83	55	35	23	
84	55	36	24	
85	55	37	25	
86	56	38	26	
87	56	39	27	
88	56	40	28	
89	57	41	29	
90	57	42	30	
91	58	43	31	
92	58	44	32	

93	59	45	33	
94	59	46	34	
95	60	47	35	
96	60	48	36	
97	61	49	37	
98	61	50	38	
99	61	51	39	
100	61	52	40	
101	62	53	41	
102	62	54	42	
103	62	55	43	
104	62	56	44	
105	63	57	45	
106	63	58	46	
107	63	59	47	
108	63	60	48	
109	64	61	49	
110	64	62	49	
111	64	63	50	
112	64	64	50	
113	65	65	51	
114	65	65	51	
115	65	66	52	
116	65	66	52	
117	66	67	53	
118	66	67	54	
119	66	68	55	
120	66	68	56	
121	67	69	57	
122	67	70	57	
123	67	71	58	
124	67	72	58	
125	68	73	59	
126		74	59	
127		75	60	
128		76	60	
129		77	61	
130		77	61	
131		78	62	
132		78	62	
133		78	62	
134		78	62	
135		79	62	
136		79	62	
137		79	62	
138		79	62	
139		80	62	
140		80	62	
141		80	62	

142		80	62	
143		81	62	
144		81	62	
145		81	62	
146		81	62	
147		82	62	
148		82	62	
149		82	62	
150		82	62	
151		83	63	
152		83	63	
153		83	63	
154		84	63	
155		84	63	
156		84	64	
157		85	64	
158		85	64	
159		86	64	
160		86	64	
161		87	65	

ホ 医療職給料表(-)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	2	1
23	1	3	1
24	1	4	2
25	1	5	2



26	1	6	2
27	1	7	3
28	1	8	3
29	1	9	3
30	1	10	3
31	1	11	4
32	1	12	4
33	1	13	4
34	2	14	5
35	3	15	5
36	4	16	5
37	5	17	5
38	6	18	5
39	7	19	5
40	8	20	5
41	9	21	5
42	10	21	5
43	11	22	5
44	12	22	5
45	13	23	5
46	13	23	5
47	13	24	5
48	14	24	5
49	14	25	5
50	14	25	5
51	14	26	5
52	15	26	5
53	15	27	5
54	15	27	5
55	15	28	5
56	16	28	5
57	16	29	5
58	16	29	5
59	16	29	5
60	17	30	5
61	17	30	5
62	17	30	5
63	18	31	5
64	18	31	5
65	19	31	5
66		32	5
67		32	5
68		32	5
69		32	5
70		32	5
71		33	5
72		33	5
73		33	5
74		33	

75		33	
76		34	
77		34	
78		34	
79		34	
80		34	
81		35	
82		35	
83		35	
84		35	
85		35	

～ 医療職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1	1
18	1	1	6	1	1	1	1
19	1	1	7	1	1	1	1
20	1	1	8	1	1	1	1
21	1	1	9	1	1	1	1
22	2	2	10	2	2	2	1
23	3	3	11	3	3	3	1
24	4	4	12	4	4	4	1
25	5	5	13	5	5	5	1
26	6	6	14	6	6	5	1
27	7	7	15	7	7	6	1
28	8	8	16	8	8	6	1
29	9	9	17	9	9	7	1
30	10	10	18	10	10	7	1
31	11	11	19	11	11	8	1
32	12	12	20	12	12	8	1
33	13	13	21	13	13	9	1
34	14	14	22	14	14	9	1

35	15	15	23	15	15	9	1
36	16	16	24	16	16	9	1
37	17	17	25	17	17	9	1
38	18	18	26	18	18	9	
39	19	19	27	19	19	10	
40	20	20	28	20	20	10	
41	21	21	29	21	21	10	
42	22	22	30	22	21	10	
43	23	23	31	23	21	10	
44	24	24	32	24	22	10	
45	25	25	33	25	22	11	
46	25	26	34	25	22	11	
47	26	27	35	26	23	11	
48	26	28	36	26	23	11	
49	27	29	37	27	23	11	
50	27	30	38	27	24	11	
51	28	31	39	28	24	12	
52	28	32	40	28	24	12	
53	29	33	41	29	25	12	
54	29	34	42	29	25		
55	30	35	43	30	26		
56	30	36	44	30	26		
57	31	37	45	31	27		
58	31	38	46	31	27		
59	32	39	47	32	28		
60	32	40	48	32	28		
61	33	41	49	33	28		
62	33	42	50	33	28		
63	34	43	51	33	28		
64	34	44	52	34	29		
65	35	45	53	34	29		
66	35	46	54	34	29		
67	36	47	55	35	29		
68	36	48	56	35	29		
69	37	49	57	35	30		
70	37	49	57	36	30		
71	38	50	58	36	30		
72	38	50	58	36	30		
73	39	51	59	37	30		
74	39	51	59	37	31		
75	40	52	60	37	31		
76	40	52	60	37	31		
77	41	53	61	38	31		
78	41	53	61	38			
79	41	53	62	38			
80	42	54	62	38			
81	42	54	63	39			
82	42	54	63	39			
83	43	55	64	39			

84	43	55	64	39			
85	43	55	65	39			
86		56	66	40			
87		56	67	40			
88		56	68	40			
89		56	69	40			
90		56	69	40			
91		57	70	41			
92		57	70	41			
93		57	70	41			
94		57	70	41			
95		57	70	41			
96		58	70	42			
97		58	70	42			
98		58	70	42			
99		58	70	42			
100		58	70	42			
101		59	70	43			
102		59	70				
103		59	70				
104		59	70				
105		59	70				
106			70				
107			70				
108			70				
109			70				

ト 医療職給料表(三)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	1	1	1
19	3	1	7	1	1	1

20	4	1	8	1	1	1
21	5	1	9	1	1	1
22	6	1	10	2	1	2
23	7	1	11	3	1	3
24	8	1	12	4	1	4
25	9	1	13	5	1	5
26	10	1	14	6	2	6
27	11	1	15	7	3	7
28	12	1	16	8	4	8
29	13	1	17	9	5	9
30	14	2	18	10	6	10
31	15	3	19	11	7	11
32	16	4	20	12	8	12
33	17	5	21	13	9	13
34	18	6	22	14	10	14
35	19	7	23	15	11	15
36	20	8	24	16	12	16
37	21	9	25	17	13	17
38	22	10	26	18	14	18
39	23	11	27	19	15	19
40	24	12	28	20	16	20
41	25	13	29	21	17	20
42	26	14	30	22	17	20
43	27	15	31	23	18	20
44	28	16	32	24	18	20
45	29	17	33	25	19	21
46	30	18	34	26	19	21
47	31	19	35	27	20	21
48	32	20	36	28	20	21
49	33	21	37	29	21	21
50	34	22	38	30	21	22
51	35	23	39	31	22	22
52	36	24	40	32	22	22
53	37	25	41	33	23	22
54	38	26	42	34	23	22
55	39	27	43	35	24	23
56	40	28	44	36	24	23
57	41	29	45	37	25	23
58	41	30	46	38	25	
59	42	31	47	39	26	
60	42	32	48	40	26	
61	43	33	49	41	27	
62	43	34	50	42	27	
63	44	35	51	43	28	
64	44	36	52	44	28	
65	45	37	53	45	29	
66	46	38	54	45	29	
67	47	39	55	46	29	
68	48	40	56	46	29	

69	49	41	57	47	29	
70	50	42	58	47	29	
71	51	43	59	48	30	
72	52	44	60	48	30	
73	53	45	61	49	30	
74	54	46	62	50	30	
75	55	47	63	51	30	
76	56	48	64	52	30	
77	57	49	65	53	31	
78	58	50	66	53	31	
79	59	51	67	54	31	
80	60	52	68	54	31	
81	61	53	69	55	31	
82	62	54	70	55	31	
83	63	55	71	56	32	
84	64	56	72	56	32	
85	65	57	73	57	32	
86	65	58	74	57		
87	66	59	75	58		
88	66	60	76	58		
89	67	61	77	59		
90	67	62	78	59		
91	68	63	79	60		
92	68	64	80	60		
93	69	65	81	60		
94	70	66	81	60		
95	71	67	82	61		
96	72	68	82	61		
97	73	69	83	61		
98	74	70	83	61		
99	75	71	84	62		
100	76	72	84	62		
101	77	73	85	62		
102	77	74	86	62		
103	78	75	87	63		
104	78	76	88	63		
105	79	77	88	63		
106	79	77	88	63		
107	80	77	89	64		
108	80	78	89	64		
109	81	78	89	65		
110	81	78	90			
111	81	79	90			
112	81	79	90			
113	81	79	91			
114	82	80	91			
115	82	80	91			
116	82	80	92			
117	82	81	92			

118	82	81	92			
119	83	81	93			
120	83	81	93			
121	83	82	93			
122	83	82				
123	83	82				
124	84	82				
125	84	83				
126	84	83				
127	84	83				
128	84	83				
129	85	84				
130	85	84				
131	85	84				
132	86	84				
133	86	85				
134	86	85				
135	87	85				
136	87	86				
137	87	86				
138	88	86				
139	88	86				
140	88	86				
141	89	87				
142	89	87				
143	89	87				
144	89	87				
145	90	87				
146	90	88				
147	90	88				
148	90	88				
149	91	88				
150	91	88				
151	91	89				
152	91	89				
153	92	89				
154	92					
155	92					
156	92					
157	93					
158	93					
159	93					
160	94					
161	94					
162	94					
163	95					
164	95					
165	95					
166	96					

167	96				
168	96				
169	97				

チ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	2
14	1	1	1	2
15	1	1	1	2
16	1	1	1	2
17	1	1	1	2
18	1	1	1	2
19	1	1	1	2
20	1	1	1	3
21	1	1	1	3
22	1	1	1	3
23	1	1	1	3
24	1	1	1	3
25	1	1	1	3
26	2	1	2	3
27	3	1	3	4
28	4	1	4	4
29	5	1	5	4
30	6	1	6	4
31	7	1	7	4
32	8	1	8	4
33	9	1	9	4
34	10	1	10	5
35	11	1	11	5
36	12	1	12	5
37	13	1	13	5
38	14	1	13	5
39	15	1	14	5
40	16	1	14	5
41	17	1	15	6



42	17	2	15	6
43	18	3	16	6
44	18	4	16	6
45	19	5	17	6
46	19	6	18	6
47	20	7	19	6
48	20	8	20	6
49	21	9	21	6
50	22	9	21	7
51	23	9	21	7
52	24	10	22	7
53	25	10	22	7
54	25	10	22	7
55	26	11	23	7
56	26	11	23	7
57	27	11	23	7
58	27	12	24	
59	28	12	24	
60	28	12	24	
61	29	13	25	
62	29	13	25	
63	29	14	26	
64	30	14	26	
65	30	15	26	
66	30	15	26	
67	31	16	27	
68	31	16	27	
69	31	17	27	
70	32	17	28	
71	32	17	28	
72	32	18	28	
73	33	18	29	
74	33	18	29	
75	34	19	29	
76	34	19	30	
77	35	19	30	
78	35	20	30	
79	36	20	31	
80	36	20	31	
81	37	21	31	
82	37	22		
83	38	23		
84	38	24		
85	39	25		
86	39	25		
87	40	25		
88	40	25		
89	41	26		

90	41	26		
91	42	26		
92	42	26		
93	43	27		
94	43	27		
95	44	27		
96	44	27		
97	45	28		
98	46	28		
99	47	28		
100	48	28		
101	49	29		
102	50	29		
103	51	29		
104	52	30		
105	53	30		
106	53	30		
107	53	30		
108	54	30		
109	54	31		
110	54	31		
111	55	31		
112	55	31		
113	55	31		
114	56	32		
115	56	32		
116	56	32		
117	57	32		
118	57	32		
119	58	33		
120	58	33		
121	59	33		

リ 福祉職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1

13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	1	1	6	1	2
19	1	1	7	1	3
20	1	1	8	1	4
21	1	1	9	1	5
22	1	1	10	2	5
23	1	1	11	3	6
24	1	1	12	4	6
25	1	1	13	5	7
26	1	2	14	6	7
27	1	3	15	7	8
28	1	4	16	8	8
29	1	5	17	9	9
30	2	6	18	10	9
31	3	7	19	11	10
32	4	8	20	12	10
33	5	9	21	13	11
34	6	10	22	14	11
35	7	11	23	15	12
36	8	12	24	16	12
37	9	13	25	17	13
38	10	14	25	18	13
39	11	15	26	19	13
40	12	16	26	20	13
41	13	17	27	21	14
42	13	18	27	22	14
43	14	19	28	23	14
44	14	20	28	24	14
45	15	21	29	25	15
46	15	22	29	26	15
47	16	23	30	27	15
48	16	24	30	28	15
49	17	25	31	29	15
50	17	26	31	29	15
51	18	27	32	30	15
52	18	28	32	30	15
53	19	29	33	31	15
54	19	30	33	31	15
55	20	31	33	32	15
56	20	32	34	32	16
57	21	33	34	33	16
58	22	34	34	33	16
59	23	35	35	34	16
60	24	36	35	34	16
61	25	37	35	35	16

62	25	38	36	35	16
63	26	39	36	36	16
64	26	40	36	36	16
65	27	41	37	37	16
66	27	42	37	37	
67	28	43	37	38	
68	28	44	37	38	
69	29	45	38	38	
70	29	46	38	38	
71	30	47	38	38	
72	30	48	38	38	
73	31	49	38	38	
74	31	50	38	38	
75	32	51	38	38	
76	32	52	39	38	
77	33	53	39	39	
78	33	53	39	39	
79	34	53	39	39	
80	34	54	39	39	
81	35	54	39	39	
82	35	54	39	39	
83	36	55	40	39	
84	36	55	40	39	
85	37	55	40	39	
86	38	56	40		
87	39	56	40		
88	40	56	40		
89	41	57	40		
90	41	57			
91	42	58			
92	42	58			
93	43	59			
94	43	59			
95	44	60			
96	44	60			
97	45	61			
98	45	62			
99	45	63			
100	46	64			
101	46	64			
102	46	64			
103	47	64			
104	47	64			
105	47	64			
106	48	64			
107	48	64			
108	48	64			
109	49	64			
110	49	64			

111	49	64			
112	49	64			
113	49	64			
114	50	64			
115	50	64			
116	50	64			
117	50	64			
118	50				
119	51				
120	51				
121	51				
122	51				
123	51				
124	52				
125	52				
126	52				
127	52				
128	52				
129	53				
130	53				
131	53				
132	54				
133	54				
134	54				
135	55				
136	55				
137	55				
138	55				
139	55				
140	55				
141	55				
142	55				
143	55				
144	55				
145	56				
146	56				
147	56				
148	56				
149	56				
150	56				
151	56				
152	56				
153	56				

## 備考

- 1 昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。
- 2 教育職給料表(二)又は教育職給料表(三)の職務の級特2級である職員を3級に昇格させた場合におけるハ教育職給料表(二)昇格時号給対応表又はニ教育職給料表(三)昇格時号給対応表の適用に当たっては、第20条の2第1項中「昇格した日の前日に受けていた号給」とあるのは、「特2級に昇格した日の前日に受けていた職務の級の号給に、その者が特2級に昇格した日以後に受けた号給数に相当する数を加えて得た号

給」と読み替えるものとする。

- 3 第20条の2第5項に規定する2級以上上位の職務の級へ昇格させた場合における1級上位の職務の級への昇格において、教育職給料表(二)又は教育職給料表(三)の職務の級特2級から3級に昇格させる場合についても、2と同様とする。
- 4 市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員にイ行政職給料表昇格時号給対応表を適用させる場合、その者が昇格した職務の級は6級までとし、へ医療職給料表(二)昇格時号給対応表を適用させる場合、その者が昇格した職務の級は5級までとする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(切替日における昇格又は降格した職員の号給の特例)

- 2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)に昇格又は降格(以下この項において「昇格等」という。)した職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして改正後の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第20条の2又は第20条の3の規定を適用する。

(雑則)

- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。
-

扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 28 日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第 6 - 1929 号

扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

扶養手当の支給に関する規則（規則第 6 - 6 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p><b>第 1 条</b> この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）第16条及び市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第17条の規定に基づき、一般職員給与条例第 2 条及び市町村立学校職員給与条例第 2 条第 1 項に規定する職員（以下「職員」という。）に支給すべき扶養手当について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(扶養親族の範囲)</p> <p><b>第 2 条</b> (略)</p> <p>(1) 職員の配偶者（<u>届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。</u>）、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となつている者</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(届出)</p> <p><b>第 3 条</b> <u>新たに一般職員給与条例第16条第 1 項又は市町村立学校職員給与条例第17条第 1 項の職員たる要件を具備するに至つた職員は、別紙様式第 1 の扶養親族届により、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他扶養の事実等に変更があつた場合についても、同様とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第 1 項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。</u></p> <p>(認定等)</p> <p><b>第 4 条</b> 任命権者は、職員から<u>前条第 1 項</u>の届出を受けたときは、その届出に係る事実を確認し、認定するものとする。<u>同条第 3 項に規定する場合においても、同様とする。</u></p> <p>2 任命権者は、<u>扶養親族たる子（一般職員給与条</u></p>	<p>(目的)</p> <p><b>第 1 条</b> この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）第16条及び<u>第17条並びに</u>市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第17条<u>及び第18条</u>の規定に基づき、一般職員給与条例第 2 条及び市町村立学校職員給与条例第 2 条第 1 項に規定する職員（以下「職員」という。）に支給すべき扶養手当について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(扶養親族の範囲)</p> <p><b>第 2 条</b> (略)</p> <p>(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となつている者</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(届出)</p> <p><b>第 3 条</b> <u>一般職員給与条例第17条第 1 項及び市町村立学校職員給与条例第18条第 1 項の規定による届出は、別紙様式第 1 の扶養親族届により行うものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(認定等)</p> <p><b>第 4 条</b> 任命権者は、職員から<u>前条</u>の届出を受けたときは、その届出に係る事実を確認し、認定するものとする。</p> <p>2 任命権者は、<u>一般職員給与条例第17条第 1 項第</u></p>

例第16条第3項及び市町村立学校条例第17条第3項に規定する扶養親族たる子をいう。以下同じ。)又は一般職員給与条例第16条第2項第2号若しくは第4号若しくは市町村立学校職員給与条例第17条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び扶養親族たる子で満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日の間にある子でなかつた者が当該期間にある子となつた場合については、別紙様式第2の扶養手当認定簿に記載され又は第5項において総務事務システムに記録された当該扶養親族の生年月日によつて当該事実を確認し、認定するものとする。

3～6 (略)

(支給の始期及び終期)

**第5条** 扶養手当の支給は、職員が新たに一般職員給与条例第16条第1項又は市町村立学校職員給与条例第17条第1項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員がこれらの項に規定する要件を欠くに至つた日(委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で委員会が定める日)の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第3条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

**第6条** 任命権者は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が一般職員給与条例第16条第2項及び市町村立学校職員給与条例第17条第2項並びにこの規則に定める要件を備えているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、第4条第6項の規定を準用する。

(扶養手当の返還)

2号及び市町村立学校職員給与条例第18条第1項第2号の「22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合」並びに一般職員給与条例第17条第3項第7号及び市町村立学校職員給与条例第18条第3項第3号の「特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合」については、別紙様式第2の扶養手当認定簿に記載され又は第5項において総務事務システムに記録された当該扶養親族の生年月日によつて当該事実を確認し、認定するものとする。

3～6 (略)

(事後の確認)

**第5条** 任命権者は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が一般職員給与条例第16条第2項及び市町村立学校職員給与条例第17条第2項並びにこの規則に定める要件を備えているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、前条第6項の規定を準用する。

(扶養手当の返還)



第 7 条 (略)

別紙様式第 1 (第 3 条関係)  
扶 養 親 族 届

扶養手当の支給に関する規則(規則第 6 - 6 号)  
第 3 条第 1 項の規定に基づき次のとおり届け出ます。

(略)

(略)

- 1 新たに職員となつた又は一般職員給与  
条例第 16 条若しくは市町村立学校職員給  
与条例第 17 条の規定の適用の対象となつ  
た。
- 2 行政職 9 級以上職員等から行政職 9 級  
以上職員等以外の職員となつた。
- 3 新たに扶養親族たる要件を具備するに  
至つた者がある。
- 4 扶養親族たる要件を欠くに至つた者が  
ある。

※ 1・3・4については、行政職 9 級以上  
職員等にあつては子に係る事由が生じた場  
合に限る。

(略)

(注) 1 (略)

2・3 (略)

4 「届出の事由」欄には、届出の理由の  
3 又は 4 に該当する場合にその事由(例  
えば、出生、死亡、満 60 歳以上等)をそ  
れぞれ記入する。

備考 (略)

第 6 条 (略)

別紙様式第 1 (第 3 条関係)  
扶 養 親 族 届

一般職員給与条例第 17 条第 1 項及び市町村立学  
校職員給与条例第 18 条第 1 項の規定に基づき次の  
とおり届け出ます。

(略)

(略)

- 1 新たに職員となつた。(行政職 9 級以上  
職員等にあつては、扶養親族たる子があ  
る場合に限る。)
- 2 行政職 9 級以上職員等から行政職 9 級  
以上職員等以外の職員となつた。(子以外  
の扶養親族がある場合に限る。)
- 3 新たに扶養親族たる要件を具備するに  
至つた者がある。(行政職 9 級以上職員等  
にあつては、子に限る。)
- 4 扶養親族たる要件を欠くに至つた者が  
ある。(子、孫及び弟妹で満 22 歳の年度末  
を超えた者を除き、行政職 9 級以上職員  
等にあつては、子に限る。)

(略)

(注) 1 (略)

2・3 (略)

4 「届出の事由」欄には、届出の理由の  
3 又は 4 に該当する場合にその事由(例  
えば婚姻、離婚、出生、死亡、満 60 歳以  
上等)をそれぞれ記入する。

備考 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。  
(令和 7 年改正条例附則第 4 項の規定が適用される間の読替え)
- 2 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間は、この規則による改正後の扶養手当の支給に関する規則  
(以下「改正後の規則」という。)第 1 条の 2 中「一般職員給与条例第 16 条第 1 項の」とあるのは「一般職の職  
員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和 7 年条例第 3 号。以下「令和 7 年改正条例」という。)附  
則第 4 項によつて読み替えられた一般職員給与条例(以下「読替え後の一般職員給与条例」という。)第 16 条第  
1 項に規定する職務の級が行政職給料表の 9 級以上に相当する職員として」と、改正後の規則第 2 条中「一般  
職員給与条例」とあるのは「読替え後の一般職員給与条例」と、同条中「市町村立学校職員給与条例」とある  
のは「令和 7 年改正条例附則第 4 項によつて読み替えられた市町村立学校職員給与条例(以下「読替え後の市  
町村立学校職員給与条例」という。)」と、改正後の規則第 2 条の 2 中「一般職員給与条例」とあるのは「読替  
え後の一般職員給与条例」と、改正後の規則第 3 条第 1 項中「一般職員給与条例」とあるのは「読替え後の一  
般職員給与条例」と、改正後の規則第 5 条第 1 項中「一般職員給与条例」とあるのは「読替え後の一般職員給  
与条例」と、改正後の規則第 6 条中「一般職員給与条例」とあるのは「読替え後の一般職員給与条例」と、同  
条中「市町村立学校職員給与条例」とあるのは「読替え後の市町村立学校職員給与条例」とする。

(行政職給料表の8級以上の職員に相当する職員)

- 3 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年条例第3号。以下「令和7年改正条例」という。)附則第4項の規定により読み替えられた一般職員給与条例第16条第1項に規定する職務の級が行政職給料表の8級以上に相当する職員として人事委員会規則で定める職員は、改正後の規則第1条の2及び第2条の2に規定する職員とする。

(令和7年改正条例附則第4項の規定が適用される間の扶養親族届の様式)

- 4 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、改正後の規則別紙様式第1中「1・3・4については、行政職9級以上職員等にあつては子に係る事由が生じた場合に限る。」とあるのは「1・3・4については、行政職9級以上職員等にあつては子に係る事由が生じた場合に、行政職8級職員等にあつては配偶者以外の扶養親族に係る事由が生じた場合に、それぞれ限る。」と、「「届出の事由」欄には、届出の理由の3又は4に該当する場合にその事由(例えば、出生、死亡、満60歳以上等)をそれぞれ記入する。」とあるのは「「届出の事由」欄には、届出の理由の3又は4に該当する場合にその事由(例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満60歳以上等)をそれぞれ記入する。」とする。

(扶養親族届の様式に係る経過措置)

- 5 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 6 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
-

住居手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 28 日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第 6 - 1930 号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則 (規則第 6 - 628 号) の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(適用除外職員)</p> <p><b>第 2 条</b> 一般職員給与条例第 17 条の 5 第 1 項第 1 号及び市町村立学校職員給与条例第 19 条第 1 項第 1 号の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 配偶者 (婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者 (職員 <u>の配偶者で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの並びに一般職員給与条例第 16 条第 2 項及び市町村立学校職員給与条例第 17 条第 2 項に規定する扶養親族をいう。</u>以下同じ。)以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び職員の扶養親族たる者が所有する住宅又はその者が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅並びに委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p> <p>(届出)</p> <p><b>第 6 条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 第 1 項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。</u></p> <p>(確認及び決定等)</p> <p><b>第 7 条</b> 任命権者は、職員から前条第 1 項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が一般職員給与条例第 17 条の 5 第 1 項及び市町村立学校職員給与条例第 19 条第 1 項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しな</p>	<p>(適用除外職員)</p> <p><b>第 2 条</b> 一般職員給与条例第 17 条の 5 第 1 項第 1 号及び市町村立学校職員給与条例第 19 条第 1 項第 1 号の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 配偶者 (婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者 (一般職員給与条例第 16 条及び市町村立学校職員給与条例第 17 条に規定する扶養親族で一般職員給与条例第 17 条第 1 項及び市町村立学校職員給与条例第 18 条第 1 項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。)以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び職員の扶養親族たる者が所有する住宅又はその者が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅並びに委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p> <p><u>(4) 法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員で、一般職員給与条例第 19 条第 1 項若しくは第 3 項又は市町村立学校職員給与条例第 22 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による単身赴任手当を支給されないもの</u></p> <p>(届出)</p> <p><b>第 6 条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(確認及び決定等)</p> <p><b>第 7 条</b> 任命権者は、職員から前条第 1 項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が一般職員給与条例第 17 条の 5 第 1 項及び市町村立学校職員給与条例第 19 条第 1 項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しな</p>

<p>ればならない。<u>前条第4項に規定する場合においても、同様とする。</u></p> <p>2・3 (略) (支給の始期及び終期)</p> <p><b>第9条</b> 住居手当の支給は、職員が新たに一般職員給与条例第17条の5第1項及び市町村立学校職員給与条例第19条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日(委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で委員会が定める日)の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第6条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>ればならない。</p> <p>2・3 (略) (支給の始期及び終期)</p> <p><b>第9条</b> 住居手当の支給は、職員が新たに一般職員給与条例第17条の5第1項及び市町村立学校職員給与条例第19条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第6条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。</p> <p>2 (略)</p>
---	--

**附 則**

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 28 日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第 6 - 1931 号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 通勤手当に関する規則（規則第 6 - 75 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)</p> <p><b>第 6 条</b> 普通交通機関等 (<u>一般職員給与条例第 18 条第 4 項及び市町村立学校職員給与条例第 21 条第 4 項に規定する新幹線鉄道等</u> (以下「<u>新幹線鉄道等</u>」<u>という。</u>) 以外の交通機関等をいう。以下同じ。) に係る通勤手当の額は、経済的かつ合理的な通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。</p> <p><b>第 8 条</b> 一般職員給与条例第 18 条第 2 項第 1 号及び市町村立学校職員給与条例第 21 条第 2 項第 1 号に規定する運賃等相当額 (以下「<u>運賃等相当額</u>」<u>という。</u>) は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間 (一般職員給与条例第 18 条第 9 項及び市町村立学校職員給与条例第 21 条第 9 項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。) である定期券の価額</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(併用者の区分及び支給額)</p> <p><b>第 8 条の 3</b> 一般職員給与条例第 18 条第 2 項第 3 号及び市町村立学校職員給与条例第 21 条第 2 項第 3 号に規定する一般職員給与条例第 18 条第 1 項第 3 号及び市町村立学校職員給与条例第 21 条第 1 項第 3 号に掲げる職員の区分及びこれに対応する一般職員給与条例第 18 条第 2 項第 3 号及び市町村立学校職員給与条例第 21 条第 2 項第 3 号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 一般職員給与条例第 18 条第 1 項第 3 号及び市町村立学校職員給与条例第 21 条第 1 項第 3 号に掲げる職員 (普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においての</p>	<p>(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)</p> <p><b>第 6 条</b> 普通交通機関等 (新幹線鉄道等以外の交通機関等をいう。以下同じ。) に係る通勤手当の額は、経済的かつ合理的な通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。</p> <p><b>第 8 条</b> 一般職員給与条例第 18 条第 2 項第 1 号及び市町村立学校職員給与条例第 21 条第 2 項第 1 号に規定する運賃等相当額 (次項において「<u>運賃等相当額</u>」<u>という。</u>) は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間 (一般職員給与条例第 18 条第 8 項及び市町村立学校職員給与条例第 21 条第 8 項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。) である定期券の価額</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(併用者の区分及び支給額)</p> <p><b>第 8 条の 3</b> 一般職員給与条例第 18 条第 2 項第 3 号及び市町村立学校職員給与条例第 21 条第 2 項第 3 号に規定する一般職員給与条例第 18 条第 1 項第 3 号及び市町村立学校職員給与条例第 21 条第 1 項第 3 号に掲げる職員の区分及びこれに対応する一般職員給与条例第 18 条第 2 項第 3 号及び市町村立学校職員給与条例第 21 条第 2 項第 3 号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 一般職員給与条例第 18 条第 1 項第 3 号及び市町村立学校職員給与条例第 21 条第 1 項第 3 号に掲げる職員 (普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ</p>

み利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 一般職員給与条例第18条第2項第1号及び第2号又は市町村立学校職員給与条例第21条第2項第1号及び第2号に定める額

- (2) 一般職員給与条例第18条第1項第3号及び市町村立学校職員給与条例第21条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。)が一般職員給与条例第18条第2項第2号又は市町村立学校職員給与条例第21条第2項第2号に定める額以上である職員(前号に掲げる職員を除く。) 一般職員給与条例第18条第2項第1号又は市町村立学校職員給与条例第21条第2項第1号に定める額
- (3) (略)

(駐車料金等の額等)

**第8条の5 (略)**

- 2 一般職員給与条例第18条第3項及び市町村立学校職員給与条例第21条第3項に規定する1箇月当たりの駐車料金等2分の1相当額(以下「1箇月当たりの駐車料金等2分の1相当額」という。)に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(通勤の実情に変更を生ずる職員)

**第10条** 一般職員給与条例第18条第4項及び市町村立学校職員給与条例第21条第4項の人事委員会規則で定める職員は、通勤の実情に変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの(新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。)又は交通事情等に照らして通勤が困難であると委員会が認めるものとする。

利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 一般職員給与条例第18条第2項第1号及び第2号又は市町村立学校職員給与条例第21条第2項第1号及び第2号に定める額 (一般職員給与条例第18条第2項第1号又は市町村立学校職員給与条例第21条第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。))及び一般職員給与条例第18条第2項第2号又は市町村立学校職員給与条例第21条第2項第2号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 一般職員給与条例第18条第1項第3号及び市町村立学校職員給与条例第21条第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額(2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。)が一般職員給与条例第18条第2項第2号又は市町村立学校職員給与条例第21条第2項第2号に定める額以上である職員(前号に掲げる職員を除く。) 一般職員給与条例第18条第2項第1号又は市町村立学校職員給与条例第21条第2項第1号に定める額
- (3) (略)

(駐車料金等の額等)

**第8条の5 (略)**

- 2 一般職員給与条例第18条第3項及び市町村立学校職員給与条例第21条第3項に規定する1箇月当たりの駐車料金等の額の2分の1に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(通勤の実情に変更を生ずる職員)

**第10条** 一般職員給与条例第18条第4項及び市町村立学校職員給与条例第21条第4項の人事委員会規則で定める職員は、通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又

(異動等の直前の住居に相当する住居)

**第11条** 一般職員給与条例第18条第4項及び市町村立学校職員給与条例第21条第4項の人事委員会規則で定める住居は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の日以後に転居する場合において、通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び委員会がこれに準ずると認める住居とする。

**第12条** 削除

(新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準)

**第13条** 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第7条の規定は、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第8条(第1項第3号を除く。)の規定は、一般職員給与条例第18条第4項第1号及び市町村立学校職員給与条例第21条第4項第1号に規定する特別料金等相当額(以下「特別料金等相当額」という。)の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(権衡職員の範囲)

**第14条** 一般職員給与条例第18条第5項及び市町村立学校職員給与条例第21条第5項の一般職員給与条例第18条第4項及び市町村立学校職員給与条例第21条第4項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員(新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が

は交通事情等に照らして通勤が困難であると委員会が認めるものとする。

(異動等の直前の住居に相当する住居)

**第11条** 一般職員給与条例第18条第4項及び市町村立学校職員給与条例第21条第4項の人事委員会規則で定める住居は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び委員会がこれに準ずると認める住居とする。

(新幹線鉄道等の利用の基準)

**第12条** 一般職員給与条例第18条第4項及び市町村立学校職員給与条例第21条第4項の人事委員会規則で定める基準は、新幹線鉄道等の利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると委員会が認めるものであることとする。

(新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出の基準)

**第13条** 新幹線鉄道等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第7条の規定は、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第8条(第1項第3号を除く。)の規定は、一般職員給与条例第18条第4項第1号及び市町村立学校職員給与条例第21条第4項第1号に規定する特別料金等の額に相当する額の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(権衡職員の範囲)

**第14条** 一般職員給与条例第18条第5項及び市町村立学校職員給与条例第21条第5項の一般職員給与条例第18条第4項及び市町村立学校職員給与条例第21条第4項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

認められるものに限る。)とする。

(1) 新たに採用された職員で新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると委員会が認めるもののうち、一般職員給与条例第18条第1項第1号若しくは第3号又は市町村立学校職員給与条例第21条第1項第1号若しくは第3号に掲げる職員で、その採用の直前の住居（採用の日以後に転居する場合において、通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び委員会がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

(2) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第83号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰した職員のうち、一般職員給与条例第18条第1項第1号若しくは第3号又は市町村立学校職員給与条例第21条第1項第1号若しくは第3号に掲げる職員で、当該復帰に伴い、当該復帰の直前の住居（当該復帰の日以後に転居する場合において、通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び委員会がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該復帰の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると委員会が認めるものに限る。）

(3) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）（配偶者のない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなつた職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に再び転居する

(1) 新たに採用された職員で新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると委員会が認めるもののうち、一般職員給与条例第18条第1項第1号若しくは第3号又は市町村立学校職員給与条例第21条第1項第1号若しくは第3号に掲げる職員で、その採用の直前の住居（採用の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び委員会がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第12条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

(2) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第83号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰した職員のうち、一般職員給与条例第18条第1項第1号若しくは第3号又は市町村立学校職員給与条例第21条第1項第1号若しくは第3号に掲げる職員で、当該復帰の直前の住居（当該復帰の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び委員会がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第12条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該復帰の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該復帰前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると委員会が認めるものに限る。）

(3) 配偶者（配偶者のない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなつた職員で、当該住居からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第12条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められ



場合において、通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該再転居後の住居及び委員会がこれに準ずると認める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金を負担することを常例とするもの

(4) (略)

(支給日等)

**第14条の2** 通勤手当は、支給単位期間（第4項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の給料等の支給に関する規則（規則第6—5号）第2条に規定する給料の支給日（以下「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が新潟県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに採用されることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 (略)

4 一般職員給与条例第18条第7項及び市町村立学校職員給与条例第21条第7項の人事委員会規則で定める通勤手当は、1箇月当たりの運賃等相当額等（第8条の3第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、一般職員給与条例第18条第2項第2号及び市町村立学校職員給与条例第21条第2項第2号に定める額（第8条の3第2号に掲げる職員に係るものを除く。）、1箇月当たりの駐車料金等2分の1相当額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（以下「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、一般職員給与条例第18条第7項及び市町村立学校職員給与条例第21条第7項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

るものを利用し、その利用に係る特別料金を負担することを常例とするもの

(4) (略)

(支給日等)

**第14条の2** 通勤手当は、支給単位期間（第4項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（以下この条及び第16条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の給料等の支給に関する規則（規則第6—5号）第2条に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 (略)

4 一般職員給与条例第18条第6項及び市町村立学校職員給与条例第21条第6項の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、一般職員給与条例第18条第6項及び市町村立学校職員給与条例第21条第6項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 職員が2以上の普通交通機関等を利用するものとして一般職員給与条例第18条第2項第1号又は市町村立学校職員給与条例第21条第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合(次

(返納の事由及び額等)

第15条の2 一般職員給与条例第18条第8項及び市町村立学校職員給与条例第21条第8項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)～(4) (略)

2 一般職員給与条例第18条第8項及び市町村立学校職員給与条例第21条第8項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であつた場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、委員会の定める月（以下「事由発

号に該当する場合を除く。）において、1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(2) 職員が一般職員給与条例第18条第2項第1号及び第2号又は市町村立学校職員給与条例第21条第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額及び一般職員給与条例第18条第2項第2号又は市町村立学校職員給与条例第21条第2項第2号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(3) 職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給される場合において、一般職員給与条例第18条第4項第1号又は市町村立学校職員給与条例第21条第4項第1号に規定する1箇月当たりの特別料金等相当額（第15条の2第3項第1号において「1箇月当たりの特別料金等相当額」という。）の合計額が4万円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(返納の事由及び額等)

第15条の2 一般職員給与条例第18条第7項及び市町村立学校職員給与条例第21条第7項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)～(4) (略)

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る一般職員給与条例第18条第7項及び市町村立学校職員給与条例第21条第7項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等（第8条の3第1号に掲げる職員にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額及び一般職員給与条例第18条第2項第2号又は市町村立学校職員給与条例第21条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が5万5,000円以下であつた場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合に

生月」という。)の末日にしたものとして得られる額 (以下「払戻金相当額」という。)

- (2) 1 箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えていた場合 15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに委員会の定める額の合計額のいずれか低い額 (事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

あつてはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、委員会の定める月 (以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額 (次号において「払戻金相当額」という。)

- (2) 1 箇月当たりの運賃等相当額等が 5 万 5,000 円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 5 万 5,000 円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額 (事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

イ 第14条の2第4項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 5 万 5,000 円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び委員会の定める額の合計額のいずれか低い額 (事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

- 3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る一般職員給与条例第18条第7項及び市町村立学校職員給与条例第21条第7項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1 箇月当たりの特別料金等相当額 (2 以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において「1 箇月当たりの特別料金等相当額等」という。)が 4 万円以下であつた場合 第 1 項第 2 号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る新幹線鉄道等 (同号の改定後に 1 箇月当たりの特別料金等相当額等が 4 万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての新幹線鉄道等)、同項第 1 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額に相当する額 (次号において「払

<p>3 一般職員給与条例第18条第8項又は市町村立学校職員給与条例第21条第8項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合は、<u>委員会の定めるところにより事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。</u></p> <p>(支給単位期間)</p> <p><b>第15条の3</b> 一般職員給与条例第18条第9項及び市町村立学校職員給与条例第21条第9項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 当該普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、<u>新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>戻金相当額」という。)</p> <p>(2) <u>1箇月当たりの特別料金等相当額等が4万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p><u>ア イに掲げる場合以外の場合 4万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る新幹線鉄道等についての払戻金相当額のいずれか低い額 (事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零)</u></p> <p><u>イ 第14条の2第4項第3号に掲げる通勤手当を支給されている場合 4万円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての新幹線鉄道等についての払戻金相当額及び委員会の定める額の合計額のいずれか低い額 (事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零)</u></p> <p>4 一般職員給与条例第18条第7項又は市町村立学校職員給与条例第21条第7項の規定により職員に前2項に定める額を返納させる場合は、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。</p> <p>(支給単位期間)</p> <p><b>第15条の3</b> 一般職員給与条例第18条第8項及び市町村立学校職員給与条例第21条第8項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 当該普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、<u>新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

第2条 通勤手当に関する規則の一部を次のように改正する。  
別紙様式第1及び別紙様式第2を次のように改める。

## 別紙様式第1 (第3条関係)

## 通 勤 届

通勤手当に関する規則（規則第6—75号）第3条の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。								
任命権者 様		勤務 公署名				届出の理由（該当する□にレ印を付する。） □新規（□異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合） □住居の変更（移転日における移転前の住居からの通勤 □有 □無） □通勤経路の変更 □通勤方法の変更 □運賃等の負担額の変更 □支給要件の喪失 理由（ ） 上記事実の発生日 年 月 日		
		所在地						
職名		氏名		提出年月日				
住居				年 月 日				
順路	通勤方法 の別	区 間		距離	所要 時間	乗車券等 の種類	左欄の乗車券等の額 (片道の運賃等の額)	備考
1		住居から ( 経由) まで		km .	分		円 ( 円)	
2		から ( 経由) まで		km .	分		円 ( 円)	
3		から ( 経由) まで		km .	分		円 ( 円)	
4		から ( 経由) まで		km .	分		円 ( 円)	
5		から ( 経由) まで		km .	分		円 ( 円)	
6		から ( 経由) まで		km .	分		円 ( 円)	
計				km .	分		円 ( 円)	
※駐車場等	1	駐車場等の場所				駐車場等の1箇月当たりの 利用料金		円
	2	駐車場等の場所				駐車場等の1箇月当たりの 利用料金		円
	計							円

## 記入上の注意

- 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自転車、自動車、〇〇線、〇〇新幹線等の別を記入する。
- 「乗車券等の種類」欄には、定期券（6箇月）、10枚綴回数券の別を記入する。
- 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券（6箇月）の価額、10枚綴回数券の額等乗車券等に応ずる額を記入する。
- 「備考」欄には、定期券を持たない理由、回数券の片道及び月間の使用枚数等を記入する。
- 往路と帰路とが異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
- 通勤経路の略図（経路朱線）を下欄に記入する。
- 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。
- ※欄は、通勤に交通機関等と自動車等を併用する職員で、駐車場等を利用しその利用に係る料金を負担しているもののみ記入することとし、契約書の写し等証明書類を添付する。
- 「駐車場等の場所」欄には、利用する駐車場等の場所（番地まで記載）を記入する。
- 新幹線鉄道等を利用して通勤する職員にあつては、別紙「通勤届付表」も併せて記入する。

通勤経路の略図

備考

事務処理の便宜のため必要がある場合は、この様式に必要な記載事項を追加し、又は記載事項の趣旨を変更しない範囲内において表現、記載欄の位置等を変更して使用することができる。

別紙

通 勤 届 付 表

【新幹線鉄道等利用者となった理由】(該当する□にレ印を付する。)

- 1 異動等に伴い、通勤が困難になったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員
- 2 新たに採用されたことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員
- 3 単身赴任手当を受給していた職員で、配偶者等と同居し通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員
- 4 その他の権衡職員

(新幹線鉄道等を利用することとなった理由等 (例：父母の介護のために転居した。))

※現公署への異動・採用発令 年月日	年 月 日	※異動等・採用前の住居への入居年 月日	年 月 日
※異動等・採用 の直前の住居		※現住居への入居年月日	年 月 日

[新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤経路等]

1 往路

順路	通勤方法 の 別	区 間	距離	所要 時間	乗車券等 の 種 類	左 欄 の 乗 車 券 等 の 額	自宅出発時刻及び始業 時刻までの所要時間
1		住 居 から ( 経 由 ) まで	km .	分		円	午前・午後 時 分 ( 時間 分)
2		から ( 経 由 ) まで	km .	分		円	
3		から ( 経 由 ) まで	km .	分		円	
4		から ( 経 由 ) まで	km .	分		円	
5		から ( 経 由 ) まで	km .	分		円	
合 計			km .	分		円	

2 帰路

順路	通勤方法 の 別	区 間	距離	所要 時間	乗車券等 の 種 類	左 欄 の 乗 車 券 等 の 額	自宅到着時刻及び終業 時刻からの所要時間
1		勤務公署 から ( 経 由 ) まで	km .	分		円	午前・午後 時 分 ( 時間 分)
2		から ( 経 由 ) まで	km .	分		円	
3		から ( 経 由 ) まで	km .	分		円	
4		から ( 経 由 ) まで	km .	分		円	
5		から ( 経 由 ) まで	km .	分		円	
合 計			km .	分		円	

## 記入上の注意

- 1 ※欄は、【新幹線鉄道等利用者となった理由】欄の□1又は□2にレ印を付した職員のみ記入する。
- 2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自転車、自動車、〇〇線等の別を記入する。



別紙様式第2 (第4条関係)

通勤手当認定簿

氏名			所属名					事実発生年月日			
								提出年月日			
住居							受理年月日				
							算出式				
<input type="checkbox"/> 回数券等を使用して利用する交通機関等がある職員 (交替制勤務等)											
1 箇月当たりの平均通勤所要回数						回					
順路	算出の基礎となる普通交通機関等		定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出基礎	運賃等相当額	1 箇月当たりの運賃等相当額		認定期間			
	普通交通機関等の名称	利用区間				円 ( 箇月)	円	年 月から	年 月まで		
1					円 ( 箇月)	円	年 月から	年 月まで			
					支給月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12					
改正					円 ( 箇月)	円	年 月から	年 月まで			
					支給月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12					
2					円 ( 箇月)	円	年 月から	年 月まで			
					支給月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12					
改正					円 ( 箇月)	円	年 月から	年 月まで			
					支給月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12					
3					円 ( 箇月)	円	年 月から	年 月まで			
					支給月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12					
改正					円 ( 箇月)	円	年 月から	年 月まで			
					支給月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12					
1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額						円					
						円	年 月 日	改正			
						円	年 月 日	改正			
自動車等の額 (自動車等の使用距離 km)						円	年 月から 年 月まで				
普通交通機関等と自動車等の併用者 1 箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額						円					
						円	年 月 日	改正			
						円	年 月 日	改正			
駐車料金等相当額	駐車料金等の算出基礎			1 箇月当たりの駐車料金等 2 分の 1 相当額 (上限3,000円)			認定期間				
				円			年 月から 年 月まで				

順路	算出の基礎となる新幹線鉄道等		定期券回数券その他の別	特別料金等の算出基礎	特別料金等相当額	1箇月当たりの特別料金等相当額	認定期間										
	新幹線鉄道等の名称	利用区間															
新幹線鉄道等利用者	1				円 ( 箇月)	円	年 月から										
							支給月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	改正					円 ( 箇月)	円	年 月から									
								支給月	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	2					円 ( 箇月)	円	年 月から									
								支給月	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	改正					円 ( 箇月)	円	年 月から									
								支給月	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	1 箇月当たりの特別料金等相当額の合計額						円										
							円	年 月 日改正									
							円	年 月 日改正									
	1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額、自動車等の額、1 箇月当たりの駐車料金等2分の1相当額及び1 箇月当たりの特別料金等相当額の合計額が150,000円を超えるとき				150,000円 × 箇月 =		円	年 月から									
							年 月まで										
				支給月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

支給額											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
年 月 日改正											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
年 月 日改正											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

返 納	返納事由(規則第15条の2第1項)		返納事由 発生年月	返納対象普通交通機 関等(新幹線鉄道等)	払戻金相当額 の算出基礎	払戻金 相当額
	1	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第3号				円
		<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第4号				
	2	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第3号				円
<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第4号						
3	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第3号				円	
	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第4号					
返納月数・算出基礎(支給限度額を超えていた 場合)				月	(算出基礎)	円

上記のとおり確認し、通勤手当の額を決定(改定)する。 返納額(払戻金相当額)を決定する。  年    月    日                      職  氏名	取扱者の確認			

備考

事務処理の便宜のため必要がある場合は、この様式に必要な記載事項を追加し、又は記載事項の趣旨を変更しない範囲内において表現、記載欄の位置等を変更して使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前から引き続き職員(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年条例第3号。以下「改正条例」という。)第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の一般職員給与条例」という。)第18条第2項第1号及び改正条例第3条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与に関する条例(以下「改正前の市町村立学校職員給与条例」という。)第21条第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額(この規則による改正前の通勤手当に関する規則(以下この項において「改正前の規則」という。)第8条の3第3号に掲げる職員に係るものを除き、2以上の普通交通機関等(改正前の規則第6条に規定する普通交通機関等をいう。第1号において同じ。)を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この項及び次項において「改正前の1箇月当たりの運賃等相当額」という。)、改正前の一般職員給与条例第18条第2項第2号又は改正前の市町村立学校職員給与条例第21条第2項第2号に規定する額(改正前の規則第8条の3第2号に掲げる職員に係るものを除く。以下この項及び次項において「改正前の自動車等の利用に係る額」という。)、改正前の一般職員給与条例第18条第3項又は改正前の市町村立学校職員給与条例第21条第3項に規定する1箇月当たりの駐車料金等の額の2分の1に相当する額(その額が3,000円を超えるときは、3,000円)及び改正前の一般職員給与条例第18条第4項第1号又は改正前の市町村立学校職員給与条例第21条第4項第1号に規定する特別料金等の額をその支給単位期間(改正前の一般職員給与条例第18条第8項及び改正前の市町村立学校職員給与条例第21条第8項に規定する支給単位期間をいう。次項において同じ。)の月数で除して得た額(2以上の新幹線鉄道等(改正前の一般職員給与条例第18条第4項及び改正前の市町村立学校職員給与条例第21条第4項に規定する新幹線鉄道等をいう。)を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。次項において「改正前の1箇月当たりの特別料金等相当額」という。)の合計額が15万円を超えている職員を除く。)に支給されている通勤手当のうち次の各号に掲げるもの(施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等(改正前の規則第14条の2第1項に規定する支給単位期間等をいう。)に係るものに限る。)については、なお従前の例による。

(1) 普通交通機関等並びに改正前の一般職員給与条例第18条第1項第2号及び改正前の市町村立学校職員給与条例第21条第1項第2号に規定する自動車等に係る通勤手当(改正前の1箇月当たりの運賃等相当額及び改

正前の自動車等の利用に係る額の合計額が5万5,000円を超える場合のものに限る。)

(2) 改正前の一般職員給与条例第18条第4項第1号及び改正前の市町村立学校職員給与条例第21条第4項第1号に規定する新幹線鉄道等に係る通勤手当(改正前の1箇月当たりの特別料金等相当額が4万円を超える場合のものに限る。)

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、各月における当該各号に定める額(1円未満の端数がある場合にあつてはその端数を切り捨てた額とし、当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあつては当該各号に定める額の合計額とする。)を、支給単位期間を1箇月とする通勤手当として支給する。

(1) 前項第1号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の1箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から5万5,000円を減じて得た額

(2) 前項第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の1箇月当たりの特別料金等相当額から4万円を減じて得た額

(通勤届及び通勤手当認定簿の様式に係る経過措置)

4 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

5 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 28 日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第 6 - 1932 号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（規則第 6 - 1093 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p><b>第 2 条</b> 一般職員給与条例第 24 条の 3 第 3 項及び市町村立学校職員給与条例第 25 条第 3 項の人事委員会規則で定める勤務は、<u>一般職員給与条例第 24 条の 3 第 1 項又は市町村立学校職員給与条例第 25 条第 1 項の勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合の勤務とする。</u></p>	<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p><b>第 2 条</b> 一般職員給与条例第 24 条の 3 第 3 項第 1 号及び市町村立学校職員給与条例第 25 条第 3 項第 1 号の人事委員会規則で定める額は、<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>管理職手当に関する規則（規則第 6 - 118 号）別表第 1 に掲げる職（委員会が承認する職を含む。以下同じ。）を占める職員のうち、次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第 1 に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ア 1 種 1 万 2, 000 円</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 2 種及び 3 種 1 万円</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 4 種及び 5 種 8, 000 円</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 6 種 6, 000 円</p> <p style="margin-left: 20px;">オ 7 種 4, 000 円</p> <p>(2) <u>管理職手当に関する規則別表第 1 に掲げる職を占める職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員（法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。） 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第 1 に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ア 1 種 1 万 1, 000 円</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 2 種及び 3 種 9, 000 円</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 4 種及び 5 種 7, 000 円</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 6 種 5, 000 円</p> <p style="margin-left: 20px;">オ 7 種 3, 000 円</p> <p>(3) <u>任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第 7 条第 1 項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ア 6 号給及び 7 号給並びに任期付職員条例第 7 条第 3 項（職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 4 号。以下「育児休業条例」という。）第 19 条（育児休業条例第 23 条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による給料</p>

**第3条** 一般職員給与条例第24条の3第3項第1号及び市町村立学校職員給与条例第25条第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 管理職手当に関する規則(規則第6—118号)別表第1に掲げる職(委員会が承認する職を含む。以下同じ。)を占める職員のうち、次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 1種 1万2,000円  
 イ 2種及び3種 1万円  
 ウ 4種及び5種 8,000円  
 エ 6種 6,000円  
 オ 7種 4,000円

(2) 管理職手当に関する規則別表第1に掲げる職を占める職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員(法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。) 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 1種 1万1,000円  
 イ 2種及び3種 9,000円  
 ウ 4種及び5種 7,000円  
 エ 6種 5,000円  
 オ 7種 3,000円

(3) 任期付職員条例第2条第1項の規定により任

月額 1万2,000円  
 イ 5号給 1万円  
 ウ 2号給から4号給まで 8,000円  
 エ 1号給 6,000円

(4) 任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員条例第5条第1項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6号給及び任期付研究員条例第5条第4項(育児休業条例第18条(育児休業条例第23条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による給料月額 1万2,000円

イ 4号給及び5号給 1万円  
 ウ 2号給及び3号給 8,000円  
 エ 1号給 6,000円

2 一般職員給与条例第24条の3第3項第1号及び市町村立学校職員給与条例第25条第3項第1号の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

**第3条** 一般職員給与条例第24条の3第3項第2号及び市町村立学校職員給与条例第25条第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 管理職手当に関する規則別表第1に掲げる職を占める職員のうち、次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 1種 6,000円  
 イ 2種及び3種 5,000円  
 ウ 4種及び5種 4,000円  
 エ 6種 3,000円  
 オ 7種 2,000円

(2) 管理職手当に関する規則別表第1に掲げる職を占める職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 1種 5,500円  
 イ 2種及び3種 4,500円  
 ウ 4種及び5種 3,500円  
 エ 6種 2,500円  
 オ 7種 1,500円

期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第 7 条第 1 項の給料表の号給又は同条第 3 項（職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 4 号。以下「育児休業条例」という。）第 19 条（育児休業条例第 23 条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6 号給及び 7 号給並びに任期付職員条例第 7 条第 3 項の規定による給料月額 1 万 2,000 円

イ 5 号給 1 万円

ウ 2 号給から 4 号給まで 8,000 円

エ 1 号給 6,000 円

(4) 任期付研究員条例第 3 条第 1 号の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員条例第 5 条第 1 項の給料表の号給又は同条第 4 項（育児休業条例第 18 条（育児休業条例第 23 条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6 号給及び任期付研究員条例第 5 条第 4 項の規定による給料月額 1 万 2,000 円

イ 4 号給及び 5 号給 1 万円

ウ 2 号給及び 3 号給 8,000 円

エ 1 号給 6,000 円

2 一般職員給与条例第 24 条の 3 第 3 項第 2 号及び市町村立学校職員給与条例第 25 条第 3 項第 2 号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 管理職手当に関する規則別表第 1 に掲げる職を占める職員のうち、次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第 1 に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 1 種 6,000 円

イ 2 種及び 3 種 5,000 円

ウ 4 種及び 5 種 4,000 円

エ 6 種 3,000 円

オ 7 種 2,000 円

(2) 管理職手当に関する規則別表第 1 に掲げる職を占める職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第 1 に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

2 一般職員給与条例第 24 条の 3 第 1 項の勤務をした後、引き続いて同条第 2 項の勤務をした職員又は市町村立学校職員給与条例第 25 条第 1 項の勤務をした後、引き続いて同条第 2 項の勤務をした職員には、その引き続き勤務に係る一般職員給与条例第 24 条の 3 第 2 項又は市町村立学校職員給与条例第 25 条第 2 項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

- ア 1種 5,500円
- イ 2種及び3種 4,500円
- ウ 4種及び5種 3,500円
- エ 6種 2,500円
- オ 7種 1,500円

(3) 任期付職員条例第2条第1項の規定により任  
期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職  
員が受ける任期付職員条例第7条第1項の給料  
表の号給又は同条第3項の規定による給料月額  
に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第  
7条第3項の規定による給料月額 6,000円
- イ 5号給 5,000円
- ウ 2号給から4号給まで 4,000円
- エ 1号給 3,000円

(4) 任期付研究員条例第3条第1号の規定により  
任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該  
職員が受ける任期付研究員条例第5条第1項の  
給料表の号給又は同条第4項の規定による給料  
月額に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 6号給及び任期付研究員条例第5条第4項  
の規定による給料月額 6,000円
- イ 4号給及び5号給 5,000円
- ウ 2号給及び3号給 4,000円
- エ 1号給 3,000円

**第4条** 次に掲げる場合には、一般職員給与条例第  
24条の3第2項又は市町村立学校職員給与条例第  
25条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を  
支給しない。この場合において、職員がした一般  
職員給与条例第24条の3第2項の勤務は同条第1  
項の勤務と、市町村立学校職員給与条例第25条第  
2項の勤務は同条第1項の勤務と、それぞれみな  
す。

(1) 一般職員給与条例第24条の3第1項の勤務を  
した後、引き続いて同条第2項の勤務をした場  
合又は市町村立学校職員給与条例第25条第1項  
の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務  
をした場合

(2) 一般職員給与条例第24条の3第2項の勤務を  
した後、引き続いて同条第1項の勤務をした場  
合又は市町村立学校職員給与条例第25条第2項  
の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務  
をした場合

(管理職員特別勤務手当整理簿)

**第5条** (略)

(雑則)

**第6条** (略)

(管理職員特別勤務手当整理簿)

**第4条** (略)

(雑則)

**第5条** (略)



<p><b>附 則</b> (施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(一般職員給与条例附則第17項又は市町村立学校職員給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)</p> <p>2 一般職員給与条例附則第17項又は市町村立学校職員給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1号及び同条第2項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。</p>	<p><b>附 則</b> (施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(一般職員給与条例附則第17項又は市町村立学校職員給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)</p> <p>2 一般職員給与条例附則第17項又は市町村立学校職員給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第1項及び第3条第1項の規定の適用については、当分の間、第2条第1項第1号及び第3条第1項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。</p>
<p><b>附 則</b> (令和5年人委規則第6—1894号) (施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(暫定再任用職員に関する経過措置)</p> <p>2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例(令和4年条例第31号)附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員(法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。)とみなして、改正後の管理職員特別勤務手当に関する規則第3条の規定を適用する。</p>	<p><b>附 則</b> (令和5年人委規則第6—1894号) (施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(暫定再任用職員に関する経過措置)</p> <p>2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例(令和4年条例第31号)附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員(法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。)とみなして、改正後の管理職員特別勤務手当に関する規則第2条第1項及び第3条第1項の規定を適用する。</p>

**附 則**

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

**新潟県人事委員会規則第6-1933号**

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（規則第6-224号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p><b>第14条</b> 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員及び同条第3項の規定により決定された給料月額を受ける職員</u> 100分の262.5</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p><b>第14条</b> 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

**附 則**

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 28 日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第 6 - 1934 号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 寒冷地手当に関する規則（規則第 6 - 1485 号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(特例支給公署)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>(世帯主である職員)</p> <p>第 3 条 一般職員給与条例第 27 条第 2 項の表及び市町村立学校職員給与条例第 28 条第 2 項の表の「世帯主である職員」とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 扶養親族（<u>職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u>で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの並びに一般職員給与条例第 16 条第 2 項及び市町村立学校職員給与条例第 17 条第 2 項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）を有する者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(扶養親族のある職員に含まない職員)</p> <p>第 4 条 一般職員給与条例第 27 条第 2 項の表備考及び市町村立学校職員給与条例第 28 条第 2 項の表備考の「<u>単身赴任手当を支給されるもの（人事委員会規則で定めるものに限る。）</u>」は、一般職員給与条例第 19 条第 1 項又は市町村立学校職員給与条例第 22 条第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員であって、職員の扶養親族が居住する住居（当該住居が 2 以上ある場合にあつては、すべての当該住居）と一般職員給与条例別表第 8 に掲げる地域の市役所又は町村役場との間の距離のうち最も短いもの（次項及び第 9 条第 1 項第 2 号において「最短距離」という。）が 60 キロメートル以上であるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(確認)</p> <p>第 9 条 任命権者は、寒冷地手当を支給する場合において必要と認めるときは、職員の扶養親族の住</p>	<p>(特例支給公署等)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 <u>一般職員給与条例第 27 条第 1 項第 2 号及び市町村立学校職員給与条例第 28 条第 1 項第 2 号の人事委員会規則で定める区域は、職員の在勤する公署又は学校等に応じ、別表に掲げる区域とする。</u></p> <p>(世帯主である職員)</p> <p>第 3 条 一般職員給与条例第 27 条第 2 項の表及び市町村立学校職員給与条例第 28 条第 2 項の表の「世帯主である職員」とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 扶養親族（一般職員給与条例第 16 条第 2 項及び市町村立学校職員給与条例第 17 条第 2 項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）を有する者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(扶養親族のある職員に含まない職員)</p> <p>第 4 条 一般職員給与条例第 27 条第 2 項の表備考及び市町村立学校職員給与条例第 28 条第 2 項の表備考の「<u>単身赴任手当を支給されるもの（人事委員会規則で定めるものに限る。）</u>」は、一般職員給与条例第 19 条第 1 項又は市町村立学校職員給与条例第 22 条第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員であって、職員の扶養親族が居住する住居（当該住居が 2 以上ある場合にあつては、すべての当該住居）と一般職員給与条例別表第 8 に掲げる地域の市役所又は町村役場との間の距離のうち最も短いもの（次項及び第 9 条第 1 項第 3 号において「最短距離」という。）が 60 キロメートル以上であるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(確認)</p> <p>第 9 条 任命権者は、寒冷地手当を支給する場合において必要と認めるときは、職員の扶養親族の住</p>

<p>居の所在地及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を確認するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>居の所在地及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を確認するものとする。</p> <p>(1) <u>職員の在勤する公署又は学校等が別表に掲げる公署又は学校等である場合 当該職員の住居の所在地</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

第2条 寒冷地手当に関する規則の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第2条関係)

所 在 地	公 署 及 び 学 校 等
柏 崎 市	柏崎警察署北条駐在所 柏崎警察署広田駐在所 柏崎警察署新道駐在所 柏崎警察署鯖石駐在所 新道小学校 鯖石小学校 北条小学校 南中学校 第五中学校 北条中学校 東部地区学校給食共同調理場
新 発 田 市	愛鳥センター紫雲寺さえずりの里 新発田地域振興局地域整備部内の倉分室 新発田地域振興局地域整備部加治分室 新発田警察署赤谷駐在所 新発田警察署菅谷駐在所 新発田農業高等学校長峰農場 新発田竹俣特別支援学校
加 茂 市	三条地域振興局地域整備部下条分室 加茂警察署黒水駐在所 七谷小学校 七谷中学校 七谷共同調理場
村 上 市	森林研究所 村上地域振興局地域整備部三面分室 村上警察署早川駐在所 村上警察署猿沢駐在所 朝日みどり小学校 朝日さくら小学校 高南学校給食共同調理場
燕 市	燕警察署小池駐在所 分水高等学校 小池小学校 島上小学校
五 泉 市	五泉警察署川東駐在所 川東小学校 巢本小学校 川東中学校

上越市	技術管理課上越駐在所 管理課上越分室 上越家畜保健衛生所 上越地域振興局（健康福祉環境部、児童・障害者相談センター、地域整備部正善寺分室、直江津港湾事務所及び一般職員給与条例別表第8に掲げる地域内に所在する公署を除く。） 上越教育事務所 少年課少年サポートセンター上越支所 上越警察署高田交番 上越警察署上越妙高駅前交番 上越警察署高田駅前交番 上越警察署高田東交番 上越警察署灰塚駐在所 高田高等学校 高田北城高等学校 高田南城高等学校 高田農業高等学校 上越総合技術高等学校 高田商業高等学校 長岡聾学校高田分校 吉川高等特別支援学校 高田特別支援学校 上越特別支援学校 大手町小学校 南本町小学校 黒田小学校 飯小学校 稲田小学校 和田小学校 大和小学校 三郷小学校 戸野目小学校 上雲寺小学校 大町小学校 高士小学校 高田西小学校 宝田小学校 城東中学校 城西中学校 雄志中学校
阿賀野市	阿賀野警察署安田交番 阿賀野警察署出湯駐在所 阿賀野警察署笹神駐在所 笹岡小学校 安田中学校 笹神中学校 安田学校給食センター
胎内市	新発田地域振興局地域整備部胎内分室 胎内警察署胎内駐在所 黒川中学校

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。  
(改正条例附則第9項の規定による寒冷地手当に関する経過措置)
  - 2 この項及び次項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
    - (1) 改正条例 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年条例第3号）をいう。
    - (2) 新寒冷地等在勤等職員 改正条例附則第6項第2号に規定する新寒冷地等在勤等職員をいう。
    - (3) 特定旧寒冷地等在勤等職員 改正条例附則第6項第3号に規定する特定旧寒冷地等在勤等職員をいう。
    - (4) 継続特定旧寒冷地等在勤等職員 改正条例附則第6項第4号に規定する継続特定旧寒冷地等在勤等職員をいう。
  - 3 改正条例附則第9項の適用を受ける特定旧寒冷地等在勤等職員に対しては、その新寒冷地等在勤等職員又は特定旧寒冷地等在勤等職員であった期間を継続特定旧寒冷地等在勤等職員として勤務していたものとみなして改正条例附則第7項及び第8項の規定を適用したとしたならば算出される額の寒冷地手当を支給する。
-

一般職の任期付職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

**新潟県人事委員会規則第17-5号**

一般職の任期付職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の給与に関する規則（規則第17-1号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（特定任期付職員の号給の決定）</p> <p><b>第2条</b> 特定任期付職員（任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員をいう。）の同項の給料表の号給は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>	<p>（特定任期付職員の号給の決定）</p> <p><b>第2条</b> 特定任期付職員（任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員をいう。<u>以下同じ。</u>）の同項の給料表の号給は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>
<p><b>第3条</b> <u>削除</u></p>	<p><u>（特定任期付職員業績手当）</u></p> <p><b>第3条</b> <u>任期付職員条例第7条第4項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第2項又は第3項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。</u></p>
<p><b>第4条</b> <u>削除</u></p>	<p><b>第4条</b> <u>特定任期付職員業績手当は、12月1日（以下「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の期末手当及び勤勉手当に関する規則（規則第6-224号）第15条に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。</u></p>

**附 則**

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

教育委員会規則

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

新潟県教育委員会規則第2号

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 技能労務職員の給与等に関する規則（昭和34年新潟県教育委員会規則第11号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改正後				改正前					
<b>別表第3 (第5条関係)</b> 初任給基準表				<b>別表第3 (第5条関係)</b> 初任給基準表					
職種	学歴免許	初任給		職種	学歴免許	初任給			
技能労務職員	高校卒	1級5号給		技能労務職員	高校卒	1級21号給			
					中学卒	1級9号給			
備考 1・2 (略)				備考 1・2 (略)					
3 次に掲げる者のこの表の適用については、当分の間、次の各号に定めるところによるものとする。				3 次に掲げる者のこの表の適用については、当分の間、次の各号に定めるところによるものとする。					
(1) 船舶員のこの表の適用については、 <u>同表中「1級5号給」とあるのは、「1級9号給」とする。</u>				(1) 船舶員のこの表の適用については <u>この表中「1級21号給」とあるのは「1級25号給」とし、「1級9号給」とあるのは「1級13号給」とする。</u>					
(2) (略)				(2) (略)					
<b>別表第4 (第6条関係)</b> 昇格時号給対応表				<b>別表第4 (第6条関係)</b> 昇格時号給対応表					
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級		2級	3級	4級	5級
(略)					(略)				
10	(略)	1	(略)		10	(略)	2	(略)	
11		1			11		3		
12		1			12		4		
13		1			13		5		
14		2			14		6		
15		3			15		7		
16		4			16		8		
17		5			17		9		
18		6		1	18		10		2
19		7		1	19		11		3
20		8		1	20		12		4
21		9		1	21		13		5
22	2	10		2	22	1	14		6
23	3	11		3	23	1	15		7
24	4	12		4	24	1	16		8
25	5	13		5	25	1	17		9
26	6	13		6	26	1	17		10
27	7	14		7	27	1	18		11



28	8	14		8
29	9	15		9
30	10	15		10
31	11	16		11
32	12	16		12
33	13	17		13
34	14	18		14
35	15	19		15
36	16	20		16
37	17	21		17
38	18	22	25	18
39	19	23	26	19
40	20	24	26	20
41	21	25	27	21
42	22	26	27	22
43	23	27	28	23
44	24	28	28	24
45	25	29	29	25
46	26	29	29	26
47	27	30	30	27
48	28	30	30	28
49	29	31	31	29
50	30	31	31	30
51	31	32	32	31
52	32	32	32	32
53	33	33	33	33
54	34	34	34	34
55	35	35	35	35
56	36	36	36	36
57	37	37	37	37
58	38	38	37	37
59	39	39	38	37
60	40	40	38	38
61	41	41	39	38
62	42	42	39	38
63	43	43	40	39
64	44	44	40	39
65	45	45	41	39
66	45	45	41	40
67	45	46	41	40
68	46	46	42	40
69	46	47	42	41
70	46	47	42	41
71	47	48	43	41
72	47	48	43	42
73	47	49	43	42
74	48	49	44	42
75	48	49	44	43
76	48	50	44	43

28	1	18		12
29	1	19		13
30	1	19		14
31	1	20		15
32	1	20		16
33	1	21		17
34	1	22		18
35	1	23		19
36	1	24		20
37	1	25		21
38	2	26	26	22
39	3	27	27	23
40	4	28	28	24
41	5	29	29	25
42	6	30	29	26
43	7	31	30	27
44	8	32	30	28
45	9	33	31	29
46	10	33	31	30
47	11	34	32	31
48	12	34	32	32
49	13	35	33	33
50	14	35	33	34
51	15	36	34	35
52	16	36	34	36
53	17	37	35	37
54	18	38	35	38
55	19	39	36	39
56	20	40	36	40
57	21	41	37	41
58	22	42	38	42
59	23	43	39	43
60	24	44	40	44
61	25	45	41	45
62	26	46	41	45
63	27	47	42	45
64	28	48	42	46
65	29	49	43	46
66	30	49	43	46
67	31	50	44	47
68	32	50	44	47
69	33	51	45	47
70	34	51	45	48
71	35	52	45	48
72	36	52	46	48
73	37	53	46	49
74	38	53	46	49
75	39	53	47	49
76	40	54	47	50

77	49	50	45	43
78	49	50	45	44
79	49	51	45	44
80	50	51	46	44
81	50	51	46	45
82	50	52	46	45
83	51	52	47	45
84	51	52	47	45
85	51	53	47	46
86	52	53	48	46
87	52	53	48	46
88	52	54	48	46
89	52	54	49	47
90	52	54	49	47
91	53	55	49	47
92	53	55	50	47
93	53	55	50	47
94	53	56	50	47
95	53	56	51	47
96	54	56	51	48
97	54	57	51	48
98	54	57	52	48
99	54	57	52	48
100	54	58	52	48
101	55	58	53	48
102	55	58	53	48
103	55	59	53	49
104	55	59	53	49
105	55	59	53	49
106		60	54	49
107		60	54	49
108		60	54	49
109		61	54	49
110		61	54	
111		61	55	
112		61	55	
113		62	55	
114		62	55	(略)
115		62	55	
116		62	55	
117		63	55	
118		63	55	
119		63	55	
120		63	55	
121		63	55	
122	(略)	63	55	
123		63	55	
124		63	56	
125		63	56	

77	41	54	47	50
78	42	54	48	50
79	43	55	48	51
80	44	55	48	51
81	45	55	49	51
82	45	56	49	52
83	45	56	49	52
84	46	56	50	52
85	46	57	50	53
86	46	57	50	53
87	47	57	51	53
88	47	58	51	53
89	47	58	51	54
90	48	58	52	54
91	48	59	52	54
92	48	59	52	54
93	49	59	53	55
94	49	60	53	55
95	49	60	53	55
96	50	60	54	55
97	50	61	54	55
98	50	61	54	55
99	51	61	55	55
100	51	62	55	56
101	51	62	55	56
102	52	62	56	56
103	52	63	56	56
104	52	63	56	56
105	52	63	57	56
106	52	64	57	56
107	53	64	57	57
108	53	64	57	57
109	53	65	57	57
110	53	65	58	57
111	53	65	58	57
112	54	65	58	57
113	54	66	58	57
114	54	66	58	(略)
115	54	66	59	
116	54	66	59	
117	55	67	59	
118	55	67	59	
119	55	67	59	
120	55	67	59	
121	55	67	59	
122	(略)	67	59	
123		67	59	
124		67	59	
125		67	59	

126	63	56	126	67	59
127	63	56	127	67	59
128	63	56	128	67	60
129	63	56	129	67	60
130	63		130	67	60
131	63		131	67	60
132	63		132	67	60
133	63		133	67	60
134	63		134	67	
135	63		135	67	
136	63		136	67	
137	63		137	67	

第2条 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

技能労務職給料表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	185,700	227,700	247,600	265,300	298,800
2	187,400	228,500	248,700	266,300	300,300
3	189,100	229,300	249,700	267,300	301,800
4	190,800	230,100	250,700	268,300	303,200
5	192,500	230,800	251,700	269,300	304,600
6	194,200	231,600	252,900	270,300	305,700
7	195,800	232,400	254,000	271,300	306,700
8	197,400	233,200	255,000	272,300	307,900
9	199,000	234,000	256,100	273,300	309,100
10	200,500	234,700	257,100	274,300	310,700
11	202,000	235,400	258,000	275,300	312,300
12	203,500	236,100	258,500	276,400	313,900
13	205,000	236,800	259,100	277,400	315,400
14	206,500	237,400	259,500	278,700	317,000
15	208,000	238,000	259,900	280,000	318,600
16	209,500	238,600	260,400	281,200	320,200
17	211,000	239,200	260,900	282,500	321,700
18	212,400	239,800	261,400	283,800	323,400
19	213,800	240,400	261,900	285,000	325,000
20	215,200	240,900	262,500	286,200	326,600
21	216,600	241,400	263,300	287,300	328,000
22	217,700	241,900	263,900	288,500	329,700
23	218,800	242,400	264,500	289,800	331,400
24	219,900	242,900	265,300	291,100	333,000

25	220,900	243,400	266,100	292,400	334,200
26	221,800	243,900	266,800	293,400	336,100
27	222,700	244,300	267,400	294,400	337,800
28	223,600	244,800	268,200	295,500	339,400
29	224,500	245,400	269,000	296,600	340,900
30	225,300	245,900	269,700	297,800	342,500
31	226,100	246,400	270,400	298,900	344,100
32	226,900	246,800	271,100	300,100	345,700
33	227,700	247,200	271,800	301,300	347,400
34	228,400	247,700	272,500	302,600	349,200
35	229,100	248,200	273,200	303,900	351,000
36	229,800	248,600	273,900	305,200	352,800
37	230,500	249,000	274,600	306,500	354,300
38	231,100	249,500	275,300	307,800	355,700
39	231,700	250,000	275,900	309,100	357,100
40	232,300	250,400	276,500	310,400	358,500
41	233,000	250,800	277,000	311,700	360,000
42	233,500	251,300	277,500	313,000	360,800
43	234,000	251,800	278,000	314,300	361,800
44	234,500	252,200	278,500	315,400	362,800
45	235,000	252,600	279,000	316,300	363,700
46	235,400	253,000	279,500	317,600	364,800
47	235,800	253,400	280,000	318,900	365,700
48	236,200	253,800	280,400	320,200	366,700
49	236,600	254,200	280,800	321,400	367,600
50	236,900	254,600	281,300	322,700	368,300
51	237,200	255,000	281,700	323,900	369,000
52	237,500	255,400	282,200	325,100	369,600
53	237,800	255,800	282,600	326,400	370,000
54	238,100	256,200	283,100	327,500	370,600
55	238,400	256,600	283,600	328,600	371,300
56	238,700	257,000	284,100	329,700	372,000
57	238,900	257,300	284,600	330,400	372,300
58	239,200	257,700	285,200	331,300	373,000
59	239,500	258,100	285,800	332,000	373,700
60	239,700	258,400	286,400	332,800	374,300
61	239,900	258,700	287,000	333,600	374,600
62	240,200	259,100	287,600	334,000	375,100
63	240,500	259,500	288,200	334,600	375,700
64	240,700	259,800	288,800	335,300	376,300
65	240,900	260,100	289,300	336,100	376,600

66	241, 200	260, 400	289, 800	336, 800	377, 200
67	241, 500	260, 700	290, 300	337, 500	377, 900
68	241, 700	260, 900	290, 800	338, 100	378, 500
69	241, 900	261, 100	291, 300	338, 600	378, 900
70	242, 200	261, 400	291, 800	339, 200	379, 400
71	242, 500	261, 700	292, 200	339, 700	380, 000
72	242, 700	261, 900	292, 600	340, 300	380, 500
73	242, 900	262, 100	293, 000	340, 600	381, 000
74	243, 200	262, 400	293, 400	341, 100	381, 600
75	243, 500	262, 700	293, 800	341, 500	382, 100
76	243, 700	262, 900	294, 200	341, 900	382, 400
77	243, 900	263, 100	294, 600	342, 300	382, 800
78	244, 200	263, 400	295, 000	342, 800	383, 300
79	244, 500	263, 700	295, 400	343, 300	383, 700
80	244, 700	263, 900	295, 900	343, 800	384, 100
81	244, 900	264, 100	296, 200	344, 100	384, 500
82	245, 200	264, 400	296, 700	344, 500	385, 000
83	245, 400	264, 700	297, 200	344, 900	385, 400
84	245, 700	264, 900	297, 700	345, 300	385, 800
85	245, 900	265, 100	298, 000	345, 600	386, 100
86	246, 100	265, 300	298, 500	346, 000	386, 600
87	246, 400	265, 600	299, 000	346, 400	387, 000
88	246, 700	265, 900	299, 300	346, 800	387, 400
89	246, 900	266, 100	299, 700	347, 000	387, 700
90	247, 200	266, 300	300, 200	347, 400	388, 200
91	247, 500	266, 600	300, 700	347, 800	388, 600
92	247, 700	266, 800	301, 200	348, 200	389, 000
93	247, 900	267, 100	301, 500	348, 400	389, 300
94	248, 200	267, 400	301, 900	348, 800	
95	248, 500	267, 700	302, 400	349, 200	
96	248, 700	267, 900	302, 900	349, 500	
97	248, 900	268, 100	303, 300	349, 800	
98	249, 200	268, 400	303, 700	350, 200	
99	249, 500	268, 600	304, 000	350, 600	
100	249, 700	268, 900	304, 300	351, 000	
101	249, 900	269, 100	304, 600	351, 500	
102	250, 200	269, 300	305, 000	351, 900	
103	250, 500	269, 600	305, 300	352, 300	
104	250, 700	269, 900	305, 700	352, 700	
105	250, 900	270, 100	306, 000	353, 200	
106		270, 300	306, 400	353, 600	

107		270,600	306,800	353,900
108		270,800	307,100	354,200
109		271,100	307,300	354,700
110		271,400	307,600	
111		271,700	307,900	
112		271,900	308,100	
113		272,100	308,300	
114		272,400	308,600	
115		272,600	308,900	
116		272,800	309,100	
117		273,100	309,300	
118		273,400	309,600	
119		273,700	309,900	
120		273,900	310,100	
121		274,100	310,300	
122		274,300	310,600	
123		274,600	310,900	
124		274,900	311,100	
125		275,100	311,300	
126		275,300	311,600	
127		275,600	311,900	
128		275,900	312,100	
129		276,100	312,300	
130		276,300		
131		276,600		
132		276,900		
133		277,100		
134		277,300		
135		277,600		
136		277,900		
137		278,100		

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において技能労務職員の給与等に関する規則別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(初任給に関する経過措置)

- 4 切替日以後に新たに職員となり、技能労務職員の給与等に関する規則別表第1の給料表の適用を受ける者となったもののうち、その者の有する学歴免許等の資格が職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和32年新潟県人事委員会規則第6-45号)別表第8の学歴免許等資格区分表の「高校卒」の区分に達しない者の初任給として受ける号給の決定に関し必要な事項は、教育長が定める。

(施行細則)

- 5 前3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項については、一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第59号)第2条に規定する職員の例による。

附則別表

号 給 の 切 替 表

旧 号 給	新 号 給			
	1 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29

38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	62
71	55	67	67	63
72	56	68	68	64
73	57	69	69	65
74	58	70	70	66
75	59	71	71	67
76	60	72	72	68
77	61	73	73	69
78	62	74	74	70
79	63	75	75	71
80	64	76	76	72
81	65	77	77	73
82	66	78	78	74
83	67	79	79	75
84	68	80	80	76
85	69	81	81	77
86	70	82	82	78



87	71	83	83	79
88	72	84	84	80
89	73	85	85	81
90	74	86	86	82
91	75	87	87	83
92	76	88	88	84
93	77	89	89	85
94	78	90	90	86
95	79	91	91	87
96	80	92	92	88
97	81	93	93	89
98	82	94	94	90
99	83	95	95	91
100	84	96	96	92
101	85	97	97	93
102	86	98	98	
103	87	99	99	
104	88	100	100	
105	89	101	101	
106	90	102	102	
107	91	103	103	
108	92	104	104	
109	93	105	105	
110	94	106	106	
111	95	107	107	
112	96	108	108	
113	97	109	109	
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		